
尾道市第4次障害者保健福祉計画
尾道市第5期障害福祉計画
尾道市第1期障害児福祉計画

平成30年3月

尾道市

本市では語句に対する印象への配慮や人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表現しています。

但し、国の法律や指針等における用語では「害（がい）」の字を漢字で表現しており、市の条例や規則、施設名等の固有名称もこれに準じています。

はじめに

本市では、「障害者基本法」に基づき平成24年3月に策定した「第3次障害者保健福祉計画」に掲げた、「“生涯”ともに支えあい 自分らしく暮らせるまち おのみち」の実現を目指し、市民の皆様とともに、福祉や保健、医療、雇用、就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、さまざまな分野において、障害のある人に関する施策を推進してまいりました。

また、「障害者自立支援法」（現在は「障害者総合支援法」）に基づき、尾道市障害福祉計画を平成18年を初めとする第1期から第4期と3年ごとに策定し、障害福祉サービス等の円滑な実施や施設整備を推進してまいりました。

この間、国においては、平成23年に「障害者虐待防止法」が、平成25年には「障害者差別解消法」が成立し、平成26年1月には、障害のある人に関する初めての条約となる「障害者の権利に関する条約」が批准され、障害のある人を取り巻く環境は年々変化しています。

こうした背景の中、この度、本市における障害のある人や児童の施策全般に関する基本的方向を定める「尾道市第4次障害者保健福祉計画、尾道市第5期障害福祉計画及び尾道市第1期障害児福祉計画」を策定しました。

本計画のスタートの年である平成30年度は、本市の市制施行120周年を迎える節目の年となります。本計画の取組を着実に実施し、障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害のある人をはじめ、すべての人々の人権が尊重され、あらゆる面での差別のない、平等な障壁のない社会を皆様とともに築きあげてまいりたいと考えておりますので、引き続き、関係者の皆様や市民の皆様のさらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、尾道市障害者保健福祉計画等策定委員並びに尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました関係者の皆様や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月



尾道市長 **平谷 祐宏**

目次

総論

第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の理念	7
3 本計画の位置づけ	8
4 計画の策定体制	8
(1)尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会	8
(2)尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会	8
(3)障害福祉に関するアンケート調査	9
(4)当事者団体ヒアリング調査・関係機関アンケート調査	9
(5)庁内関係課幹事会	9
(6)パブリックコメント	9
5 計画の期間	10
6 障害保健福祉圏域の考え方	10
7 計画の対象者	11
8 計画の進行体制	11
(1)尾道市地域自立支援協議会による進行管理	11
(2)推進体制の充実	11
第2章 障害のある人の状況	12
1 総人口の状況	12
2 障害者手帳所持者等の推移	13
(1)身体障害者手帳所持者	13
(2)療育手帳所持者	15
(3)精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療(精神通院医療)受給者	16
3 自立支援給付及び障害児通所支援給付	18
4 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒	18
第3章 計画の目標	19
1 市民の声からみる課題	19
(1)医療	19
(2)仕事	19
(3)相談や情報	20
(4)保育や教育	20
(5)災害時の避難	21

(6)地域での生活	21
(7)障害福祉サービス	22
(8)尾道市地域自立支援協議会	22
(9)発達障害	23
2 基本目標	24
(1)ライフステージ(人生の各段階)に応じた支援	24
(2)ともに暮らす地域づくり	25
3 施策の体系	26

各論

第1章 第4次障害者保健福祉計画	32
1 ライフステージに応じた支援	32
(1)ライフステージを通して健やかであるために	32
(2)学校に行くまで(乳幼児期)	38
(3)学校に行きながら(学齢期)	41
(4)社会に出て(青年・壮年期)	44
(5)高齢を迎えて(高齢期)	48
2 とともに暮らす地域づくり	49
(1)相互理解と交流	49
(2)建築物の構造改善、住宅整備の推進	50
(3)移動・交通対策の推進	53
(4)防犯・防災対策の推進	53
(5)情報提供の充実	55
(6)スポーツ・文化活動の推進	56
(7)社会参加の促進	57
(8)権利擁護の推進	58
(9)虐待防止に対する取組の強化	59
(10)人権の推進	60
(11)医療・リハビリテーション体制の充実	61
3 第4次障害者保健福祉計画の数値目標	62
第2章 第5期障害福祉計画	63
1 平成32年度の成果目標	63
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行	63
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
(3)地域生活支援拠点等の整備	65
(4)福祉施設から一般就労への移行	65

2 障害福祉サービス等の見込み量	68
(1)訪問系サービス	68
(2)日中活動系サービス	70
(3)居住系サービス	73
(4)相談支援	74
3 地域生活支援事業	76
(1)事業の内容	76
(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策	78
第3章 第1期障害児福祉計画	80
1 平成32年度の成果目標	80
(1)支援体制の整備	80
(2)主に重症心身障害のある児童を支援する体制の整備	81
(3)医療的ケアが必要な児童のための関係機関の連携	81
2 サービス等の見込み量	83
(1)児童発達支援など	83
(2)子ども・子育て支援など	85

資料

計画策定組織	88
1 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会	88
(1)尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会設置要綱	88
(2)委員名簿	91
2 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会	92
(1)尾道市地域自立支援協議会設置要綱	92
(2)福祉計画部会員名簿	94
計画策定の経過	95
アンケート調査結果の概要	97
1 調査実施の概要	97
2 主な調査結果	97
(1)所持している手帳、受けている診断名など	97
(2)現在の暮らし方	98
(3)主に介助してくれる家族の年齢	99
(4)診療等の際に困っていること	101
(5)障害のある人が就労する際に重要と思うこと	102
(6)外出する際に困ること	104

(7)障害福祉サービス等で今後利用したいもの、引き続き利用したいもの	106
(8)障害福祉サービスについて不満に思うこと	108
(9)今後の相談支援体制に望むこと	110
(10)保育や教育について望むこと	111
(11)発達障害の特性がある児童に必要と思う支援について	112
(12)災害が起きた時に困ること	113
(13)地域で暮らしたり、就労等の社会参加における地域の理解	114
(14)望む暮らしを実現するために必要と思うこと	115

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、措置制度に代わる支援費制度への移行（平成 15 年度）、障害者自立支援法の施行（平成 18 年度）、平成 25 年度には障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）と改正し、障害福祉サービスの整備を図ってきました。

また、平成 30 年度から平成 34 年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、地域社会における共生など、差別の禁止、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念として実施することとしています。

こうした状況の中、本市では障害者基本法に基づく障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「尾道市障害者保健福祉計画」を第1次計画（平成 8～17 年度）、第2次計画（平成 18～23 年度）、第3次計画（平成 24～29 年度）と策定してきました。

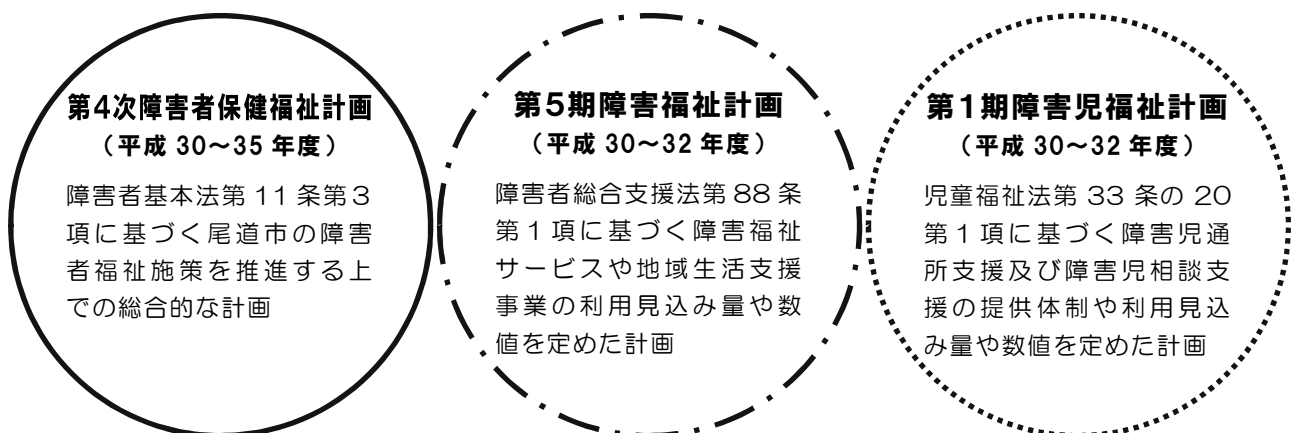
また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、「尾道市障害福祉計画」を第1期（平成 18～20 年度）、第2期（平成 21～23 年度）、第3期（平成 24～26 年度）、第4期（平成 27～29 年度）と3年ごとに策定しています。

これら計画の推進により、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、まちづくりに関する施策や必要なサービス等の充実を図ってきました。

平成 29 年度は両計画の改定時期にあたり、現行計画の進捗状況を点検・評価し、「尾道市第4次障害者保健福祉計画・尾道市第5期障害福祉計画」を策定しました。

また、国の基本指針に基づき、第5期障害福祉計画とあわせて、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「尾道市第1期障害児福祉計画」を策定しました。

図表 1 策定する3計画



【本計画関連の法令・制度等の変遷】

法令・制度		主な内容
平成 23年	障害者基本法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的規定に共生社会の実現を規定 ● 障害者の定義に「社会モデル」に基づく概念を規定 ● 障害者権利条約に基づく合理的配慮の概念を規定 など
24年	障害者総合支援法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念に共生社会の実現を規定 ● 障害者の範囲に難病等を追加 ● 障害支援区分を創設 など
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 何人も障害者を虐待してはならない旨を規定 ● 障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ● 「市町村障害者虐待防止センター」の設置 など
25年	障害者優先調達推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体等に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置に関する努力義務を規定
	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱い禁止を規定 ● 合理的配慮の提供義務を規定 ● 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加
26年	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、差別されないこと、社会への参加と受容、人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し受入れること、機会の均等、施設及びサービスの利用を可能にすること、男女の平等、障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、その権利を尊重することを一般原則とする条約に同意
28年	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・地方公共団体など、事業者における不当な差別的取扱いの禁止を法的義務として規定 ● 国・地方公共団体等における合理的配慮の提供を法的義務として規定（事業者は努力義務） ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の需要に応じた利用の促進 ● 地域において成年後見人等となる人材の確保 ● 国の基本計画を踏まえた市町村の「成年後見制度利用促進基本計画」策定
	発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を規定 ● 定義について発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるものと規定 ● 児童に発達障害の疑いがある場合に、市町村は継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努める旨を規定
	障害者総合支援法・児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の望む地域生活の支援（自立生活援助・就労定着支援の新設など） ● 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応（重症心身障害児等への居宅訪問型児童発達支援の新設、自治体における保健・医療・福祉等の連携に基づく医療的ケア児への適切な支援、自治体における障害児福祉計画の策定など） ● サービスの質の確保・向上に向けた環境整備（補装具の障害児への貸与、都道府県によるサービス事業所の情報公表制度の創設など）

【国の第4次障害者基本計画の「基本的な考え方」など】

1. 計画の位置づけ

位置づけ：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成30年度から平成34年度までの5年間

2. 基本的な考え方

基本理念：障害のある人を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

基本原則：障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則にのっとり障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

3. 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ^{*}の向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、児童及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

4. 施策の円滑な推進

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

5. 各分野における障害者施策の基本的な方向

- (1) 安全・安心な生活環境の整備
- (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (3) 防災、防犯等の推進
- (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (6) 保健・医療の推進
- (7) 行政等における配慮の充実
- (8) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (9) 教育の振興
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (11) 国際協力の推進

アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、利用しやすさ、交通の便等の意味を含む。

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直しの主なポイント】

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

3. 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

4. 障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージ*に応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置について盛り込む。

5. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 高齢者、障害のある人、児童等の福祉サービスについて、相互または一体的に利用しやすくなる仕組みをつくっていく方向性を盛り込む。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援など、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていく方向性を盛り込む。

6. 発達障害*者支援の一層の充実

- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置（都道府県が設置）の重要性を盛り込む。
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートしあう社会のシステムのこと。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階。

発達障害

発達障害者支援法に基づく、自閉症、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）等の通常低年齢で発現する脳機能の障害。

7. その他の見直しとその詳細（一部抜粋）

◎障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年 4 月施行）を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

◎障害者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識をもち、障害のある人等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

◎難病*患者への一層の周知

都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

◎意思決定支援及び成年後見制度*の利用促進のあり方

平成 29 年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載。

◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

◎情報公表制度による質の向上

改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。

◎障害福祉人材の確保

都道府県において、障害のある人等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

◎障害のある人の芸術文化活動支援

障害のある人の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障害のある人の文化芸術活動の振興を図ること等について定める。

難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布された。

成年後見制度

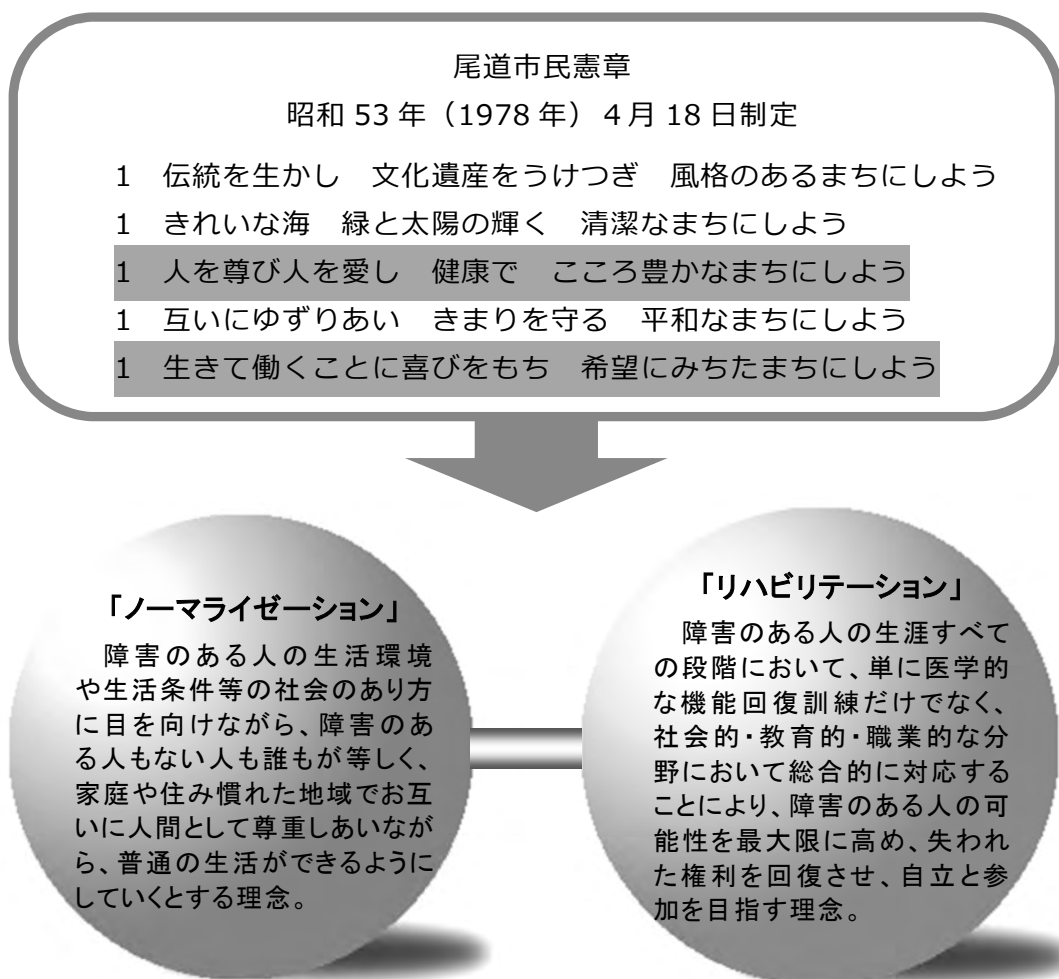
知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

2 計画の理念

本市では、「生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう」、「人を尊び人を愛し 健康でこころ豊かなまちにしよう」（尾道市民憲章の一部）を合い言葉に、すべての市民がそれぞれの立場において互いに協力しあうことによる、健やかで安心して暮らしていくことができる活力ある福祉のまちづくりを掲げてきました。

特に、障害のある人の「完全参加と平等」を実現し、障害のある人をはじめすべての人々の人権が尊重され、あらゆる面での差別がない、平等なバリアフリー※（障壁のない）社会を築き上げていくため、各種の施策を展開してきたところです。

こうした考え方をもとに、障害の有無に関わらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能とする「ノーマライゼーションの理念」と、単なる機能回復のみならず障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会参加ができるようにする「リハビリテーションの理念」を継続的に理念として掲げ、「完全参加と平等」の実現を目指した施策展開を図ります。



バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去ということが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

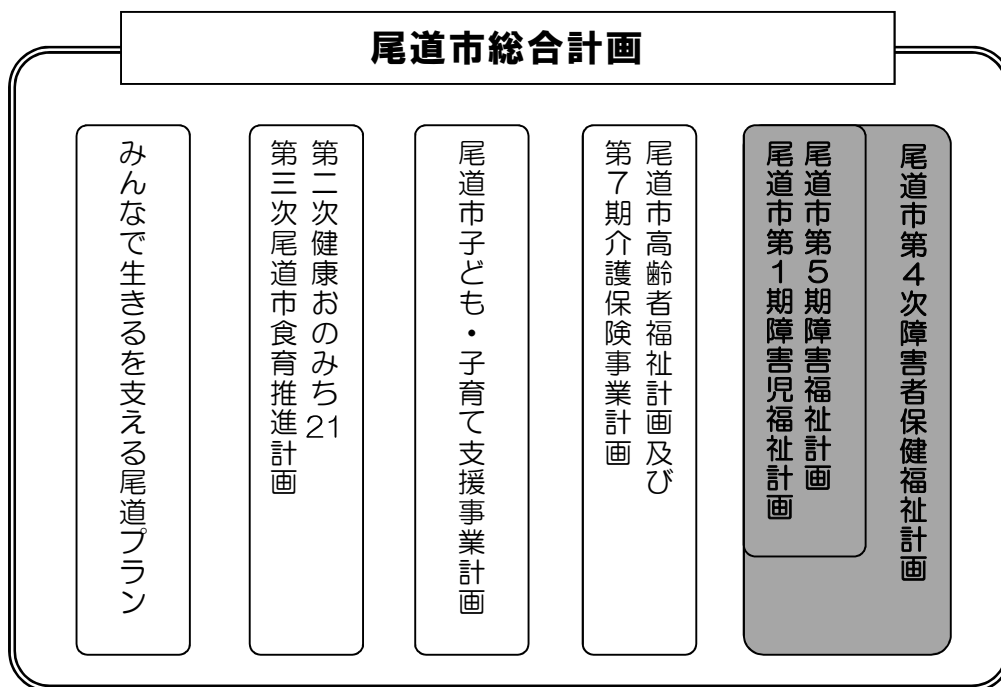
3 本計画の位置づけ

本計画は、「尾道市総合計画（平成 29～38 年度）」の障害福祉に関する個別計画として位置づけられ、本市における障害福祉施策に関する基本的な方向を示すものです。

尾道市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画、尾道市子ども・子育て支援事業計画、第二次健康おのみち21・第三次尾道市食育推進計画、みんなで生きるを支える尾道プランをはじめ、関連する計画との整合性に配慮しています。

また、国・県の関連計画との整合性を図って策定しています。

図表 2 本計画の位置づけ



4 計画の策定体制

(1) 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会

学識経験者、医療機関、社会福祉施設、当事者団体、ボランティア団体、公募市民、教育関係、公共職業安定所等関係団体・機関の代表で構成する「尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

(2) 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会

市内のサービス提供事業所等で構成する「尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会」で、障害福祉サービスを中心とした協議を行いました。

(3) 障害福祉に関するアンケート調査

計画策定における基礎資料として、障害福祉に関するアンケート調査を実施し、各種障害手帳所持者の実態やニーズの把握に努めました。

図表3 調査の実施概要

(単位：票)

		障害福祉に関するアンケート調査	
実施時期	平成29年7月		
調査対象	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人		
調査方法	郵送・自己記入		
調査票配布数	2,300		100.0%
回収票数	1,273		55.3%
	有効票数（集計対象）	1,248	54.3%
	無効票数（集計対象外）	25	—

図表4 主な調査内容

1 性別・年齢・家族等について	7 障害福祉サービスの利用について
2 障害や介助・支援の状況について	8 相談や情報について
3 医療について	9 保育や教育等について
4 日中の過ごし方について	10 災害時の避難等について
5 仕事について	11 地域での生活について
6 外出について	

(4) 当事者団体ヒアリング調査・関係機関アンケート調査

当事者団体へのヒアリング調査、サービス提供事業所を対象とした関係機関アンケート調査を実施し、重度心身障害や発達障害等障害のある人や児童に関する基本課題の把握や施策方向の基礎としました。

(5) 庁内関係課幹事会

市民に最も身近な自治体として、障害福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図りました。

(6) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を把握するために、計画案の内容等を広く公表するパブリックコメントを平成30年2月1日から平成30年3月2日まで実施しました。

図表5 パブリックコメントの実施概要

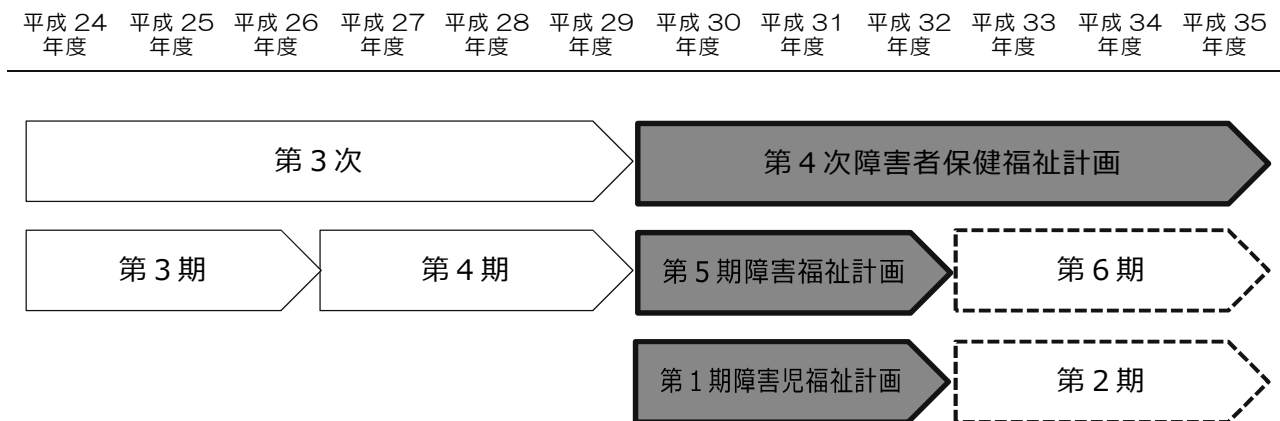
公表場所	市ホームページ、市役所1階ロビー、社会福祉課、各支所・連絡所
意見提出方法	持ち込み、郵送、ファックス、メール
意見募集結果	0件

5 計画の期間

尾道市第4次障害者保健福祉計画は、平成30～35年度までの6か年計画とします。尾道市第5期障害福祉計画と尾道市第1期障害児福祉計画は、平成30～32年度までの3か年計画とします。

また、関連制度や法令、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

図表6 計画期間



6 障害保健福祉圏域の考え方

「広島県障害者プラン」において、市町域、全県域とあわせ、重層的に施策を推進するため、「障害保健福祉圏域」が設定されています。この圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る必要から、広島県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同じ圏域です。

本市は、尾三障害保健福祉圏域に属しており、施設等の広域的整備の基本単位とします。

図表7 広島県の障害保健福祉圏域

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町 熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市、東広島市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

7 計画の対象者

本計画は、障害のある人や児童、難病患者及びその家族、介護者を主な対象者とします。

ここでいう「計画の対象者」とは、障害者総合支援法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

8 計画の進行体制

(1) 尾道市地域自立支援協議会による進行管理

この計画を推進し目標を達成していくためには、市民、サービス提供事業所、ボランティア、関係機関、行政の連携が不可欠です。また、計画の点検・評価では PDCA サイクル[※]を導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績調査及び分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の必要な措置を講じる必要があります。

これらを踏まえ、相談支援事業所、福祉サービス事業所、保健・医療、学校、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者団体等により構成される「尾道市地域自立支援協議会」で計画の点検・評価を定期的に行います。

(2) 推進体制の充実

庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

PDCA サイクル

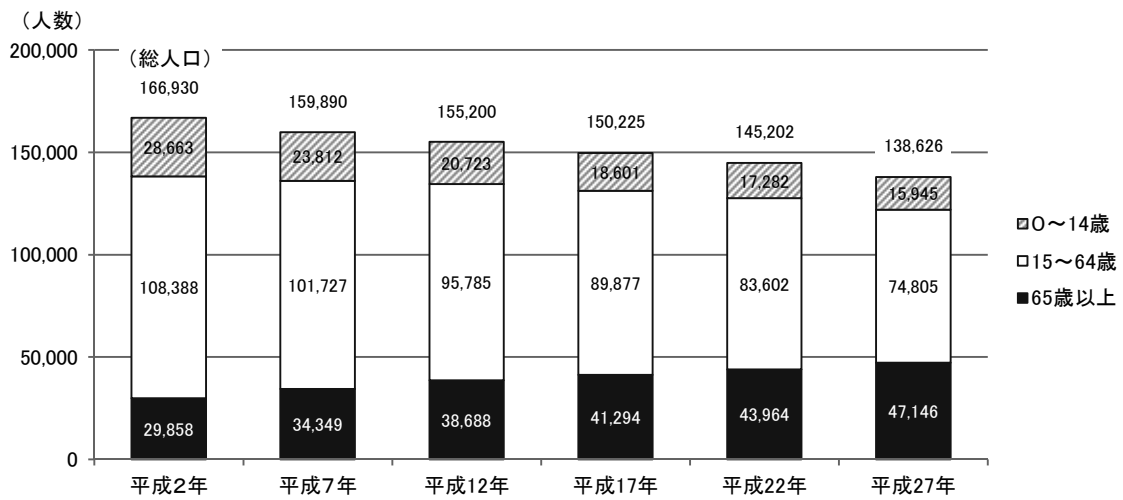
Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方のこと。

第2章 障害のある人の状況

1 総人口の状況

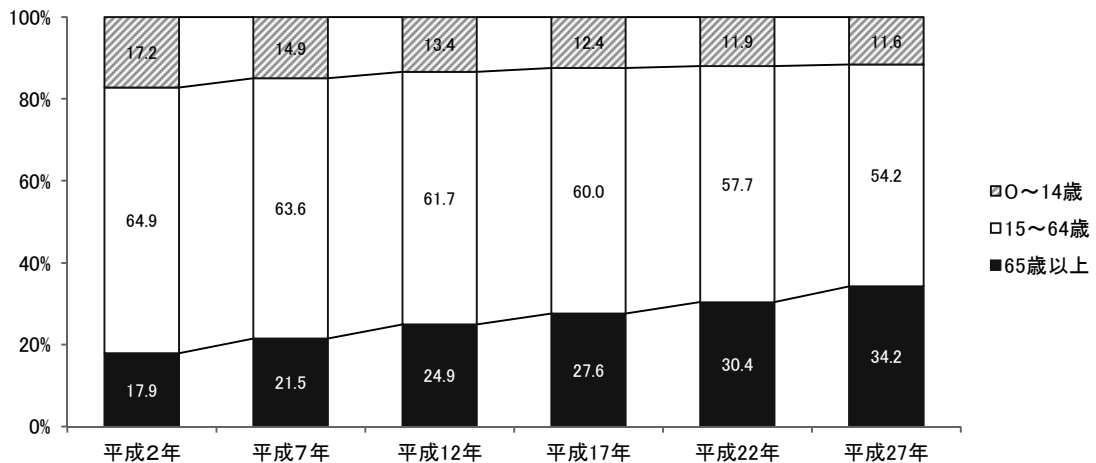
総人口は減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では138,626人となっています。人口構成では、平成2年には人口（年齢不詳を除く）の17.9%が65歳以上の高齢者でしたが、平成27年には34.2%まで上昇しており、少子高齢化が進展しています。

図表8 人口の推移



※国勢調査（総人口には年齢不詳も含む）

図表9 人口構成比の推移



※国勢調査

2 障害者手帳所持者等の推移

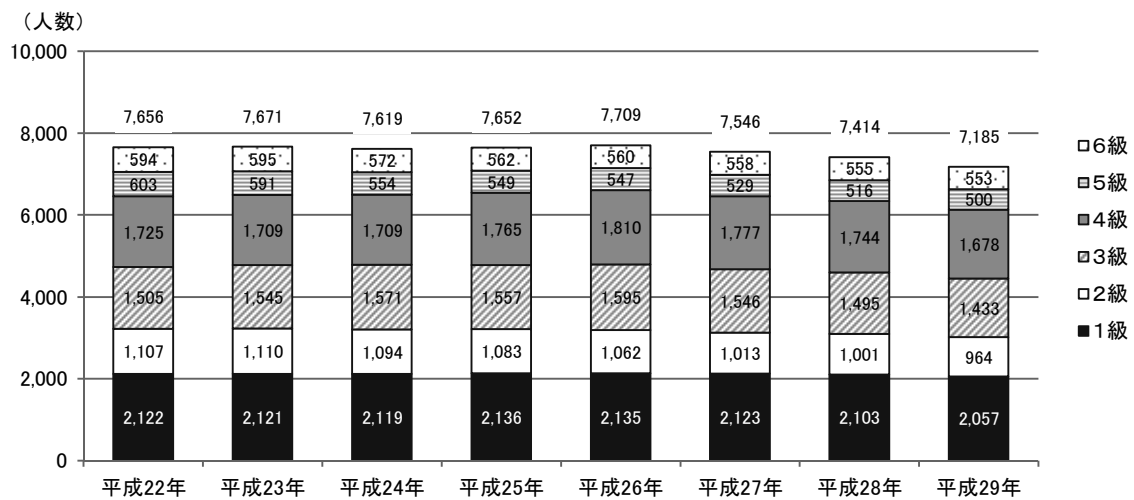
(1) 身体障害者手帳[※]所持者

身体障害者手帳所持者は平成26年以降、減少傾向にあります。平成29年の内訳をみると、等級では重度（1級及び2級）が42.0%、中度（3級及び4級）が43.3%と多く、あわせて中重度が8割強を占めています。

部位では、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が半数を占め、内部障害[※]、聴覚・平衡機能障害、視覚障害と続いています。

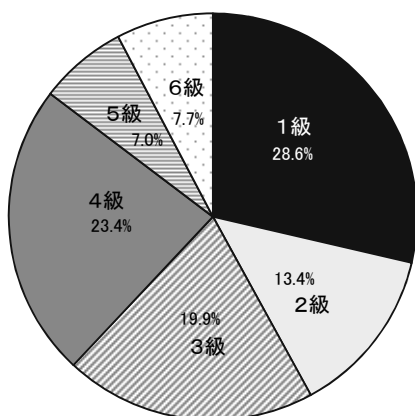
年齢別構成では、65歳以上の高齢者が78.8%を占め最も多くなっています。

図表10 身体障害者手帳所持者の推移

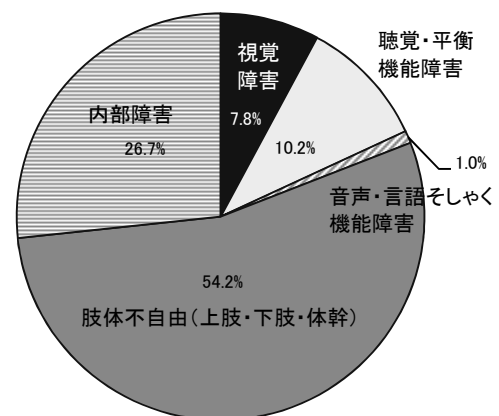


※各年3月末

図表11 等級別構成割合（平成29年）



図表12 種類別構成割合（平成29年）



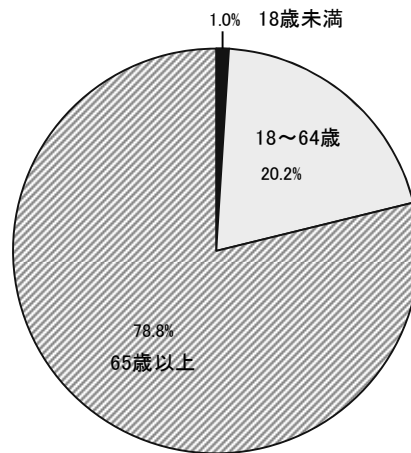
身体障害者手帳

身体障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。

内部障害

身体障害の1種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、膀胱・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害のこと。

図表 13 年齢別構成割合（平成 29 年）



図表 14 身体障害者手帳所持者の等級別割合

（単位：％）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
1級	27.7	27.6	27.8	27.9	27.7	28.1	28.4	28.6
2級	14.5	14.5	14.4	14.2	13.8	13.4	13.5	13.4
3級	19.7	20.1	20.6	20.3	20.7	20.5	20.2	19.9
4級	22.5	22.3	22.4	23.1	23.5	23.5	23.5	23.4
5級	7.9	7.7	7.3	7.2	7.1	7.0	7.0	7.0
6級	7.8	7.8	7.5	7.3	7.3	7.4	7.5	7.7

※各年3月末

図表 15 身体障害者手帳所持者の種類別割合

（単位：％）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
視覚障害	9.0	8.6	8.5	8.5	8.2	8.0	8.0	7.8
聴覚・平衡機能障害	10.9	10.6	10.4	10.3	10.2	10.3	10.3	10.2
音声・言語そしゃく機能障害	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	53.5	53.7	54.5	55.0	55.4	55.0	54.6	54.2
内部障害	25.6	26.0	25.5	25.1	25.2	25.7	26.2	26.7

※各年3月末

図表 16 身体障害者手帳所持者の年齢別割合

（単位：％）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
18歳未満	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
18~64歳	25.1	25.0	24.6	23.5	22.5	21.4	20.5	20.2
65歳以上	73.7	73.9	74.3	75.4	76.5	77.6	78.5	78.8

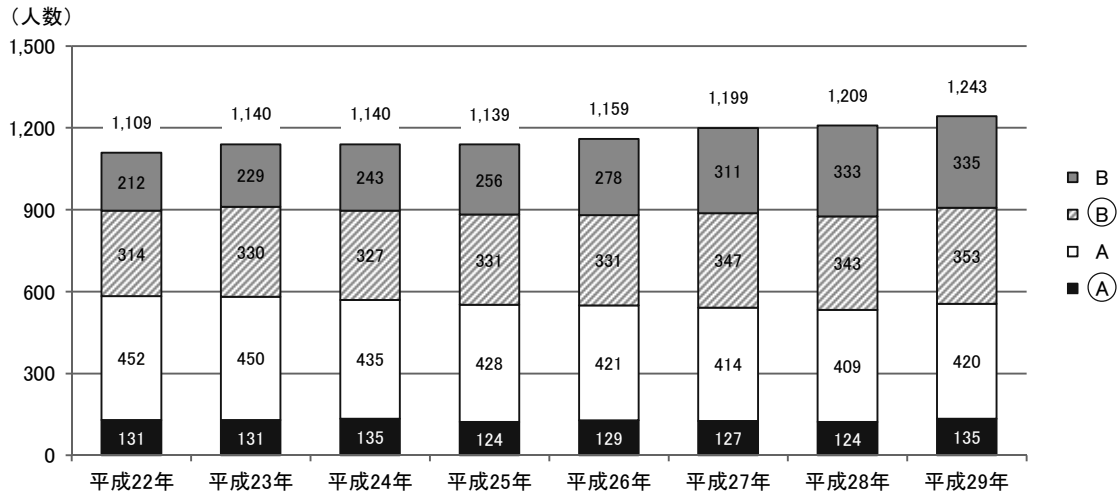
※各年3月末

(2) 療育手帳[※]所持者

療育手帳所持者は近年増加傾向にあり、平成29年には1,243人となっています。等級別の推移では、Bは増加が続いています。

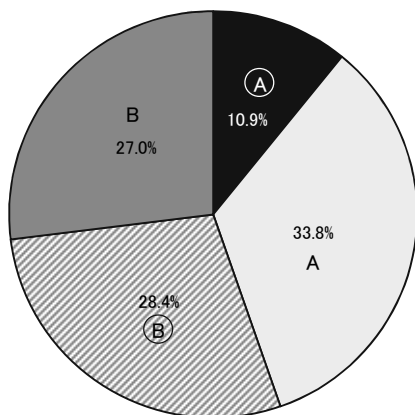
平成29年の年齢別構成をみると、18歳以上が81.6%となっており、18歳未満は18.4%という状況です。

図表17 療育手帳所持者の推移

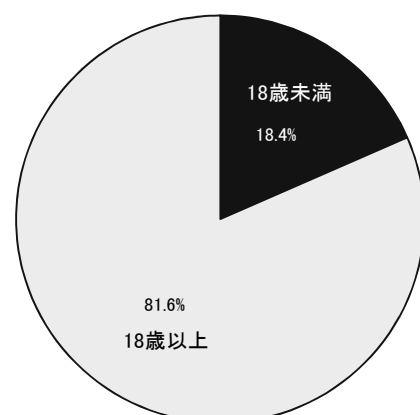


※各年3月末

図表18 等級別構成割合（平成29年）



図表19 年齢別構成割合（平成29年）



療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。

図表 20 療育手帳所持者の等級別割合

(単位：%)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
Ⓐ	11.8	11.5	11.8	10.9	11.1	10.6	10.3	10.9
A	40.8	39.5	38.2	37.6	36.3	34.5	33.8	33.8
Ⓑ	28.3	28.9	28.7	29.1	28.6	28.9	28.4	28.4
B	19.1	20.1	21.3	22.5	24.0	25.9	27.5	27.0

※各年3月末

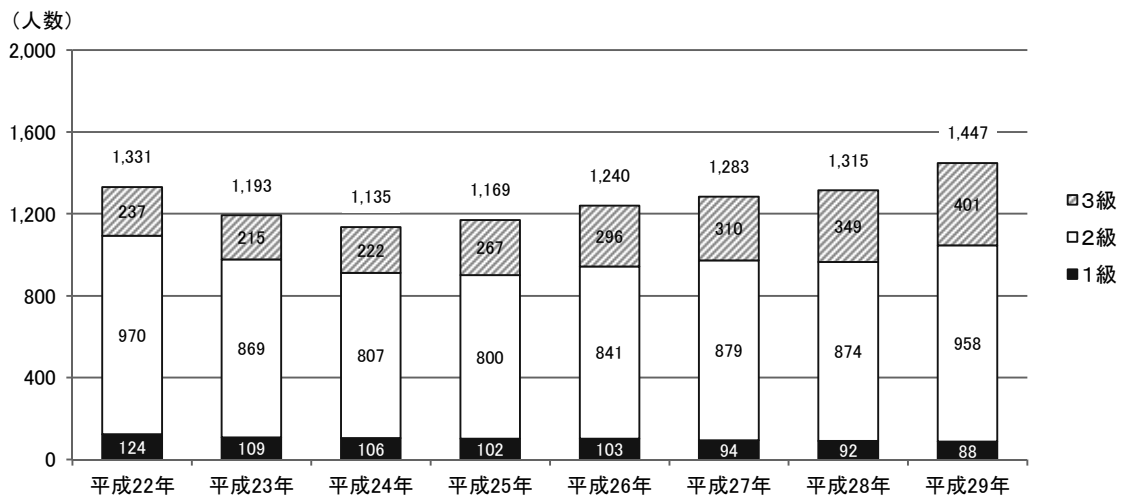
(3) 精神障害者保健福祉手帳[※]所持者・自立支援医療(精神通院医療)受給者

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成24年以降増加傾向にあり、平成29年には1,447人となっています。

平成29年の等級別では、2級が66.2%と最も高く、3級が27.7%、1級が6.1%となっています。

一方、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は平成29年で2,420人となっており、精神障害者保健福祉手帳交付数を大きく上回っています。

図表 21 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

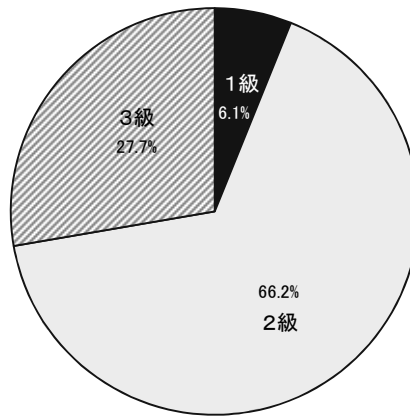


※各年3月末

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳

図表 22 等級別構成割合（平成 29 年）



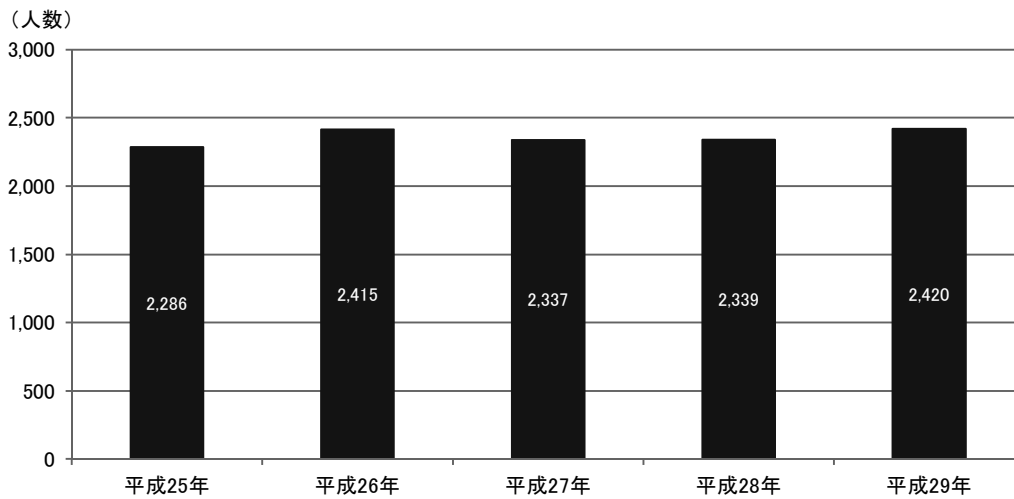
図表 23 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合

(単位：%)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
1級	9.3	9.1	9.3	8.7	8.3	7.3	7.0	6.1
2級	72.9	72.8	71.1	68.4	67.8	68.5	66.5	66.2
3級	17.8	18.0	19.6	22.8	23.9	24.2	26.5	27.7

※各年3月末

図表 24 自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移



※各年3月末

3 自立支援給付及び障害児通所支援給付

障害者総合支援法における自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援）は、受給者が増加傾向にあります。

障害のある児童では、自立支援給付のほか、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者は年々増加しています。

図表 25 自立支援給付及び児童通所支援給付

（単位：人）

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
身体障害のある人	183	206	216	229	261	273	289	278	
知的障害のある人	490	500	529	559	596	609	657	646	
精神障害のある人	194	220	242	249	329	325	358	334	
障害の ある児童	自立支援給付	-	-	44	40	54	54	58	44
	児童発達支援など	205	290	408	492	544	578	621	660

※重複あり

※障害のある児童には手帳を所持しない児童も含む

※平成 29 年度は見込み値

4 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒

平成 29 年 5 月 1 日現在、市内の小中学校に 90 学級の特別支援学級があり、学級に通う児童・生徒数は小学校 327 人、中学校 64 人となっています。

利用している児童・生徒数は増加傾向にあります。

図表 26 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒

（単位：人）

	平成 23 年度		平成 26 年度		平成 29 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒総数	7,140	3,499	6,691	3,381	6,481	3,240
特別支援学級数	47	23	57	22	69	21
特別支援学級に通う児童・生徒数	156	48	226	49	327	64
割合	2.2%	1.4%	3.4%	1.4%	5.0%	2.0%

※各年度 5 月 1 日

第3章 計画の目標

1 市民の声からみる課題

手帳所持者を対象とした障害福祉に関するアンケート調査、当事者団体へのヒアリング調査、サービス提供事業所を対象とした関係機関アンケート調査から分野ごとの基本的な課題は次のように整理されます。

(1) 医療

アンケート調査では、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療受給者の中に、診療する際の医療費や交通費を負担に感じている人が30%前後います。0～11歳等の年齢が低い場合は、医療従事者との意思疎通が難しい様子もうかがえます。

また、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、「病院や診療所が近くにあること」といった医療面での充実を求める声も多くなっています。

事業所からは、医療的ケアを必要とする人や児童の支援体制の整備が求められています。医療機関との連携のもと、医療、リハビリテーション体制を充実するとともに、日中一時支援等の福祉スタッフの研修や専門的知識の向上を図り、医療と福祉の両面から支援体制を充実させていく必要があります。

また、家族がサービスや制度について知らないまま介助に疲弊している現状があり、各種制度の啓発をより進め、サービスの積極的な利用を促進していく必要があります。

(2) 仕事

アンケート調査では、障害のある人に対する事業主や職場の仲間の理解を求める声が50%以上を占めています。さらに自立支援医療受給者や発達障害の診断を受けている人を中心に、労働時間や給料等の環境面の充実も求められています。

当事者団体からは、企業と当事者との間に立って環境づくり等の支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）^{*}の充実が強く求められており、人材確保に向けた取組を進める必要があります。また、企業等の理解の促進と障害の特性と職業のマッチングを進めるために、情報提供や実習体験等の就労を支援する環境づくりが求められています。

福祉的就労^{*}については、工賃の向上に伴う運営の安定化はもとより、福祉的就労から一般就労の移行にあたってのフォロー体制も重要となっています。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

就職または職場への定着に際して課題がある障害のある人に対して、引き続き職場で安定して働くことができるように、事業所で障害のある人に一定期間、付き添って、本人、家族や事業者に対して支援を行う人。

福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

(3) 相談や情報

アンケート調査では、障害の種類等によって「話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること」を求める声が多くなっています。

また、発達障害や難病の診断を受けている人では、「障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談」を重要とする声も40%を超えています。

当事者団体からは、どこに相談してよいのかわからないという状況も指摘されており、冊子を作成するなど、相談窓口を広く周知することが求められています。

また、精神障害をはじめ、まだまだ理解が深まっていない障害では、当事者が相談すること自体をためらっている様子も報告され、相談しやすい雰囲気づくりも重要となっています。さらにどこにもつながっていない人、ひきこもりがちの人にも対応する相談支援体制を求める声もあります。

事業所からは、相談支援を充実するためには、相談支援専門員等の確保や相談支援事業所等の基盤を増やすなど、より相談しやすい体制、関係機関のネットワークを強化することが求められています。

このため、ライフステージによるさまざまなニーズに対し、身近な場所で相談できる場を充実するとともに、相談支援事業所のみならず医療機関、保育所や学校、企業等など、地域に根差した相談ができ、必要なサービスや支援へとつなげるネットワーク体制づくりが求められています。

一方、事業所からは、発達障害への情報が不足しているなど、必要な人に情報がきちんと届いていないとも指摘されています。手帳交付時に利用できる制度やサービスの情報を提供するとともに、障害のある人が必要とする情報が入手しやすい、わかりやすい内容となるよう、事業所や医療機関等と連携した積極的な情報発信が望まれています。

(4) 保育や教育

アンケート調査では、発達障害の診断を受けている人を中心に「障害への理解や能力・障害の状態に適した指導」へのニーズが高くなっています。

当事者団体からは、通常学級で発達障害がみられる児童への教育的配慮のためには、支援員の確保が不可欠であるとともに、特別支援学級への登校に対して本人が受入れられないために不登校になるケースもあると指摘されています。

事業所からは、どのような支援やサービスがあるか、保護者や学校の理解が不足しておりきめ細かな情報提供が必要といった声もあります。また、家族の障害に対する理解を踏まえつつ、保育所や学校等での支援内容の充実が求められています。

このため、保育と教育のスムーズなつながりを行うとともに、教育と福祉の連携強化など、児童への支援を高める必要があります。

また、障害のある児童と障害のない児童が、可能な限りともに学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を目指すことが重要です。

(5) 災害時の避難

アンケート調査では、災害発生時に「薬が切れてしまうことや治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」との声が多い一方、発達障害の診断を受けている人を中心に「誰かに助けを求めることができない」、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」といった意見も60%以上あります。

当事者団体からは、災害時に向けた連携強化への取組とともに、災害時を想定してのマニュアルづくりなど、具体的な検討をより進める必要性が指摘されています。

このため、避難所で必要な備品や設備の充実に努めるとともに、関係機関と連携して福祉避難所の整備を充実していく必要があります。

また、地域での避難訓練等の充実をはじめ、障害のある人のニーズを踏まえた支援体制づくりを進めることが重要です。

(6) 地域での生活

アンケート調査では、ふだんの生活の中で感じる偏見として「外での人の視線」を感じる人が多くいます。発達障害の診断を受けている人では、外出の際に「困った時にどうすればよいのか心配」といった意見が50%を超えており、まわりの人たちの手助けや理解がとても大切であることがうかがえます。

当事者団体からは、以前に比べれば障害や障害のある人への理解は深まっているとの意見がある一方、精神障害等の種類によって、理解はまだ十分ではないとの声もあがっています。

事業所からは、障害に対する地域の理解はもちろんのこと、特に心身の状態に応じた支援、学校や地域での障害のことを知る学習への取組が求められています。さらに、事業所と地域との連携や家族を支援する地域ネットワークづくりの必要性が指摘されています。

障害のある人が地域でサービスを受けながら暮らしていくためには、地域社会の理解を継続的に進めていくことが重要です。

(7) 障害福祉サービス

アンケート調査では、今後利用したいもの・引き続き利用したいサービスについて、「家族等の介護者が病気等の時に施設に短期入所」、「サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談」のニーズが高くなっています。

療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者の中には「自分にあう事業所を選べない」、「通いやすい場所に事業所がない」との理由から、地域で生活する上で制度やサービスが足りていないと感じている人が50%弱みられます。

事業所からは、慢性的な人材不足により多様化するニーズや高齢化に対応しきれない様子もうかがえます。また、研修会の時間が十分にとれない、専門知識をもった職員の確保など、量だけでなくよりよいサービスの質への向上も課題となっています。

事業所によっては、送迎利用者の増加により職員への負担増を懸念するケースもみられません。

市内に不足しているサービス等については、共同生活援助（グループホーム）、重度障害や難病のある人たちが利用できる事業所、未就学児が利用できるサービス、重症心身障害のある児童・医療的ケアが必要な人に対する支援等の充実が求められています。

地域によっては社会資源が乏しいため、実際のサービスに結びつかないことが多く、地域の特性を踏まえたサービス提供体制づくりについて検討を進める必要があります。

(8) 尾道市地域自立支援協議会*

関係機関・団体相互がさらに密な連携の必要性が求められている中で、尾道市地域自立支援協議会でも障害のある人の地域生活を促進のための機能として、一層の取組が必要となっています。

事業所からは、研修やグループワークが情報収集やコミュニケーションの場となっているとの声がある一方、事業所への見学会、事例検討、地域課題の抽出及び検討など、より充実に向けた取組を求める意見があります。

今後は人権擁護、災害対策、就労支援、居住支援、発達障害のある人の理解等の課題について、積極的に問題提起をして協議する場として活発化する必要があります。

自立支援協議会

障害のある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害のある人・その家族、事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置するもの。尾道市は「尾道市地域自立支援協議会」の名称で設置している。組織構成は図表 27 を参照。

(9) 発達障害

発達障害に関する相談も増えており、今後も増加していくものと予想されます。

事業所からは、発達障害に関する情報や知識が不足していると指摘されています。保護者への情報提供とともに、児童と関わる健診や保育所等で知る機会をより増やすことが求められています。

事業所においても、専門性を高め1人ひとりの特性に対応するために、事例共有等のノウハウを得られる仕組みが強く求められています。

地域に対しては、発達障害に対する理解を進めるとともに、手帳を所持していない人たちへの支援、ボランティア等の地域で支える担い手の確保など、ライフステージを通じて一貫した支援が行える体制づくりを進める必要があります。

また、相談支援においても発達障害について専門的な知識をもったスタッフが必要とされることから、これらの育成や配置の充実に向けた取組が求められています。

2 基本目標

市民の声や課題を踏まえ、本市が目指す基本目標を次のように設定します。

【基本目標】

“生涯”とともに支えあい 自分らしく暮らせるまち おのみち

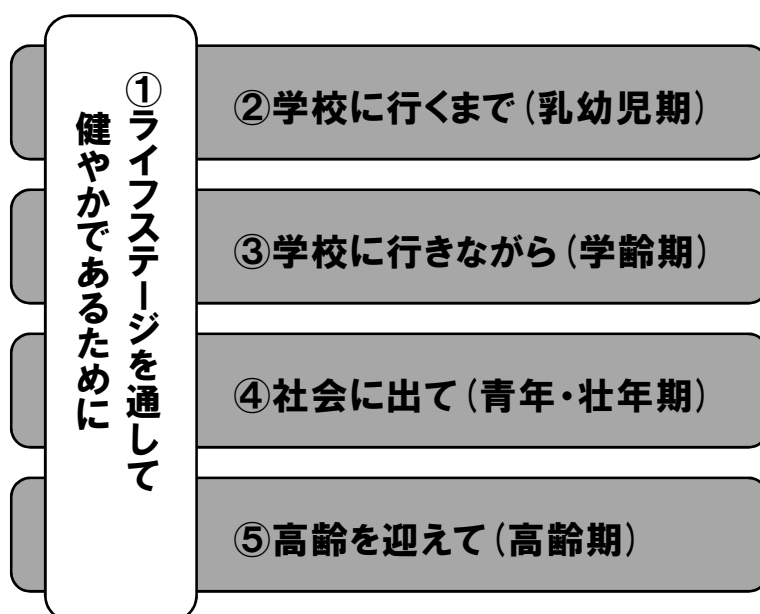
この目標を実現する手段として、「ライフステージに応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」の2本柱を中心に具体的な施策を展開します。

(1) ライフステージ(人生の各段階)に応じた支援

障害のある人への支援は、「地域で育ち、地域で暮らす」を基本に、それぞれがもっている可能性を引き出し、能力を発揮しながら自立できるよう、個々のライフステージや障害に応じて支援を行うことが必要です。

また、その支援は年齢等で分断されるのではなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開されることが重要です。そして、障害のある人のライフステージを最も支え、見守る家族への支援も重要です。

ライフステージに応じた支援をより有効なものとするため、障害のある人の自己実現に向けて、継続性・連続性を踏まえた支援を行う体制づくりに取り組むとともに、障害のある人本人とその家族双方を支え続ける取組を進めます。



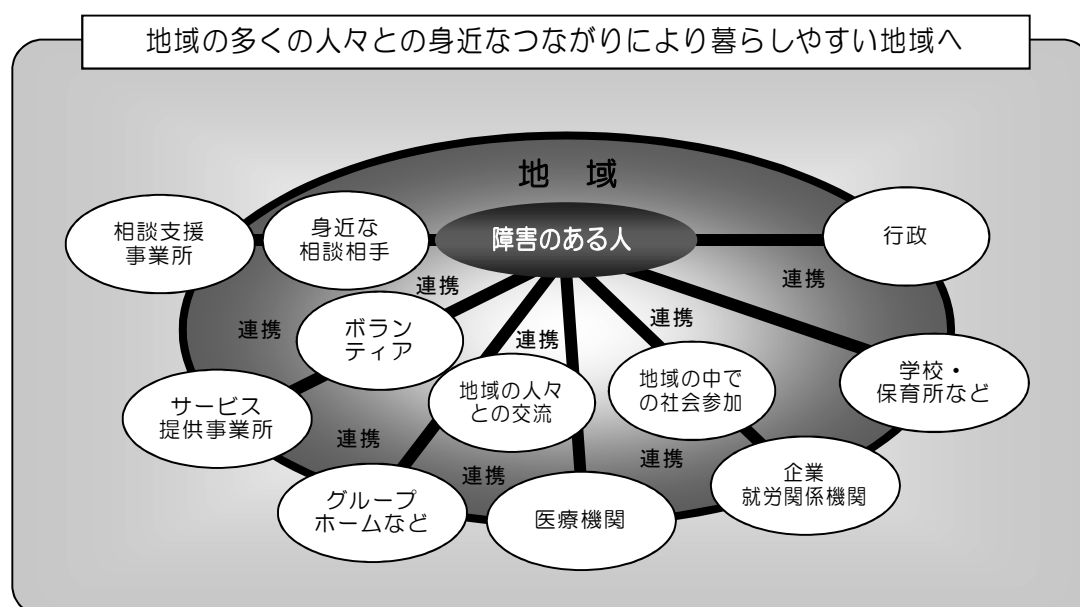
(2) ともに暮らす地域づくり

障害の有無に関わらず、誰もが支えあいながらともに生きる地域社会をつくるためには、それぞれの役割と責任のもと主体的に取り組むことが必要です。

また、地域での暮らしを充実するために、人とのつながりや、いざという時の安心感、生活の質の向上等が求められます。

そのため、地域の中で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やすとともに、相互理解を図り、ともに支えあいながら生きていくという地域福祉意識の浸透に努めます。

また、誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、生活環境・外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実など、幅広い分野にわたる総合的な生活の質の向上を図ります。



3 施策の体系

第4次障害者保健福祉計画

1 ライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通して健やかであるために

① 一貫した相談支援体制の整備

尾道市地域自立支援協議会の運営
 ライフステージごとに応じた支援を行うための情報提供
 相談支援事業の充実
 ケアマネジメントシステムの充実と人材育成
 新たな需要や困難事例に対する専門的な相談支援の充実
 相談支援従事者や関係者の質と量の確保

② 障害福祉サービス等の充実

障害者総合支援法に基づく
 障害福祉サービスの提供体制の確保
 障害者手帳制度や申請手続きの周知
 在宅サービスの充実
 一時的な預かり支援の充実
 施設整備への支援
 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づく取組の実施
 県の第三者評価推進事業の活用促進

第5期障害福祉計画

1 平成 32 年度の成果目標	(1)福祉施設入所者の地域生活への移行
	(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(3)地域生活支援拠点等の整備
	(4)福祉施設から一般就労への移行 ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者 ②就労移行支援の利用者数 ③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数 ④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率
2 障害福祉サービス等の見込み量	(1)訪問系サービス
	(2)日中活動系サービス
	(3)居住系サービス
	(4)相談支援
3 地域生活支援事業	

第1期障害児福祉計画

1 平成 32 年度の成果目標	(1)支援体制の整備
	(2)主に重症心身障害のある児童を支援する体制の整備
	(3)医療的ケアが必要な児童のための関係機関の連携
2 サービス等の見込み量	(1)児童発達支援など
	(2)子ども・子育て支援など

③家族支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> 家族への支援 在宅介助の負担を軽減するサービスの充実
④地域生活支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の支援する多職種連携の仕組みづくり
⑤精神保健福祉施策と支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉施策と支援体制の充実 アウトリーチによる相談支援 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 医療機関との連携強化 退院可能な精神障害者の退院促進
⑥難病対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 難病患者への情報提供の充実
⑦疾病・障害の予防と早期発見
<ul style="list-style-type: none"> 疾病・障害の予防と早期発見・早期対応
⑧こころの健康づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の普及・啓発 みんなで生きるを支える尾道プランの推進
(2) 学校に行くまで(乳幼児期)
①早期発見による発達支援
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査の充実 早期療育の充実 子育て世代包括支援センター“ほかほか★”との連携 児童虐待の防止
②地域の療育体制の整備・充実
<ul style="list-style-type: none"> 発達に関する個別相談の実施 ケアマネジメントシステムの展開 保育所・幼稚園での受入れ促進 医療的ケアを要する児童への適切な支援 人材の育成 発達障害も含めた障害のある児童への支援
③就学準備の支援
<ul style="list-style-type: none"> 就学に関する相談・指導の充実 特別支援学校を体験できる機会の充実 就学相談の充実

(3) 学校に行きながら (学齢期)	
① 特別支援教育の推進	特別支援教育の推進 発達障害のある児童への支援の充実 インクルーシブ教育システムの構築 学校教育の中での福祉教育の推進 学校施設のバリアフリー化
② 障害のある児童の通所支援	通所支援の実施 一時預かり支援の充実 学校との連携強化 障害のある児童の保護者への就労支援
③ 卒業後の自立に向けた支援	進路に関する情報提供の充実 進路選択の充実
④ 中途障害のある児童に関する支援	中途障害のある児童に関する相談支援 復学への支援
(4) 社会に出て (青年・壮年期)	
① 就労への支援	卒業後も継続して支援できる連携体制の整備 就労相談支援体制の整備 雇用促進の啓発 就労定着支援の実施 トライアル雇用やジョブコーチ制度等の周知・利用促進 多様な働き方の普及 福祉的就労の促進 職業リハビリテーション対策の推進 復職・再就職への支援 市役所における障害者雇用の推進 優先調達の拡大
② 施設入所（入院）から地域生活への移行支援	施設入所から地域生活への移行支援 入院生活から地域生活への移行支援
③ 健康づくりと健康診査の充実	疾病・障害の予防と早期発見・早期対応
④ 中途障害者に対する支援	中途障害者に対する相談支援 復職・再就職への支援
(5) 高齢を迎えて (高齢期)	
① 高齢者施策との連携	介護保険制度との連携 地域包括支援センターとの連携 介護予防の推進 認知症の発症予防・早期発見・対応

2 ともに暮らす地域づくり

(1) 相互理解と交流

啓発・広報等の推進
 交流活動の実施及び支援者の育成
 こころのバリアフリー化
 障害のある人に関するマークの普及
 市職員の研修の充実

(2) 建築物の構造改善、住宅整備の推進

建築物、道路、公園及び公共交通機関の施設の整備
 ユニバーサルデザインの考え方の普及
 福祉型住宅・住戸の供給
 住宅のバリアフリー化の促進
 居住サポート事業の推進
 共同生活援助（グループホーム）の整備促進

(3) 移動・交通対策の推進

移動・交通環境のバリアフリー化
 移動支援の充実
 交通安全対策の推進

(4) 防犯・防災対策の推進

避難行動要支援者の避難支援体制の充実
 災害時等の情報発信
 避難場所の整備
 防犯対策の充実

(5) 情報提供の充実

障害福祉や制度に関する情報提供の充実
 情報のバリアフリー化
 相談支援事業所と連携した情報提供の充実
 情報ニーズの把握

(6) スポーツ・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動の充実
 スポーツ大会の参加促進
 スポーツを通じた交流活動の推進
 芸術文化活動の促進
 文化活動への支援
 生涯学習活動

(7) 社会参加の促進

余暇や日中活動の場の充実
 当事者活動の推進
 ボランティア活動の促進
 社会参加促進事業の充実
 社会参加しやすい体制整備

(8) 権利擁護の推進
日常生活自立支援事業の周知 医療ソーシャルワーカーによる医療・困りごと相談 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用促進 成年後見制度利用支援事業の実施 成年後見制度利用促進計画の策定
(9) 虐待防止に対する取組の強化
尾道市障害者虐待防止センターの運営 虐待防止に向けた関係機関との連携 相談窓口等個別支援事業 虐待防止・権利擁護研修事業 専門性強化事業
(10) 人権の推進
人権啓発活動の推進 地域社会全体での差別の解消 行政機関の窓口等での配慮
(11) 医療・リハビリテーション体制の充実
医療体制の充実 自立支援医療の給付 医療、保健、福祉、教育の連携 リハビリテーションの充実 専門従事者の確保 かかりつけ歯科医師等の確保

各論

第1章 第4次障害者保健福祉計画

1 ライフステージに応じた支援

(1) ライフステージを通して健やかであるために

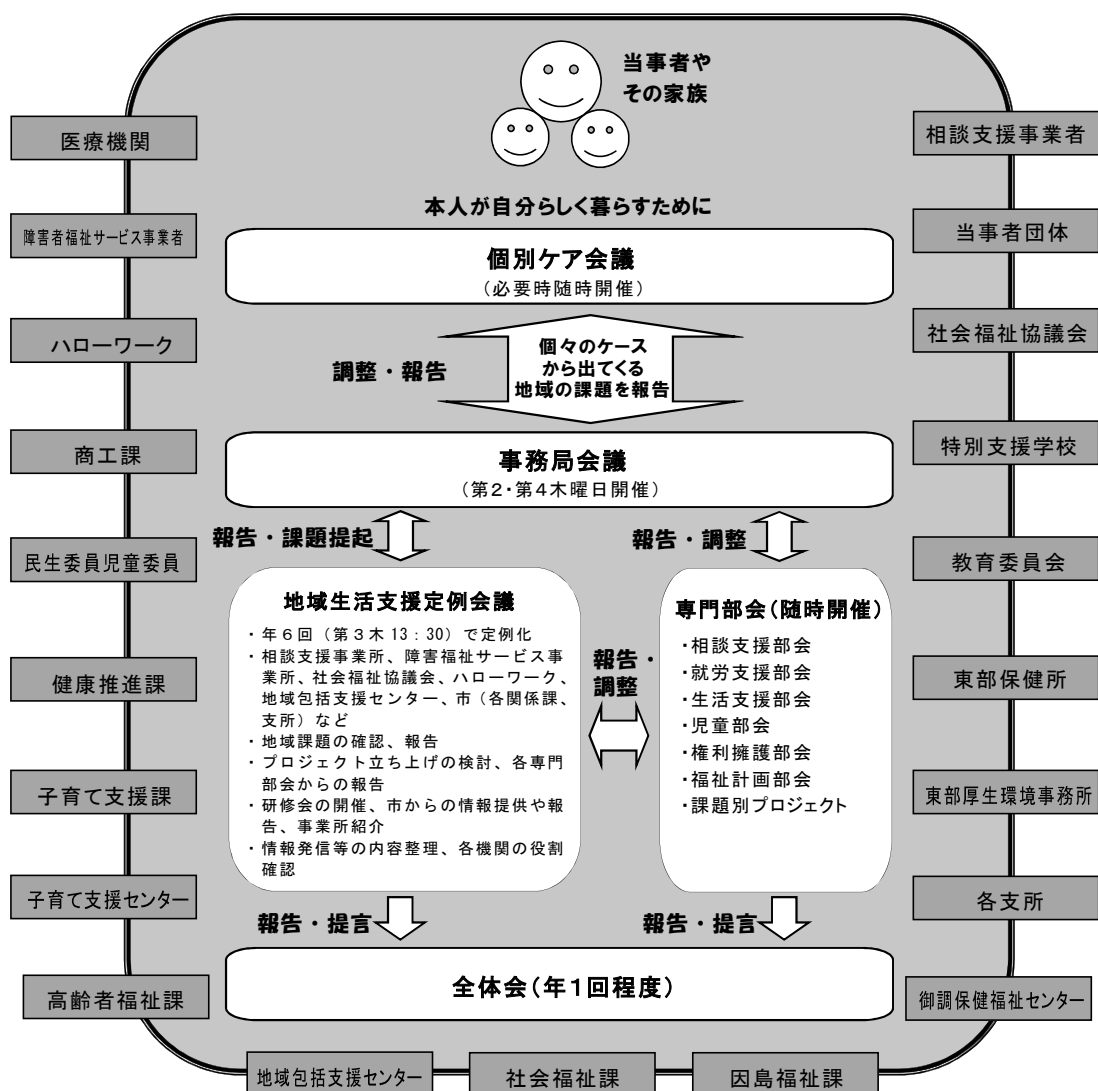
① 一貫した相談支援体制の整備

尾道市地域自立支援協議会の運営

相談支援事業の中核的役割を果たす協議の場として、尾道市地域自立支援協議会を設置しています。

協議会では、全体会・定例会・専門部会等を設置し、地域や学校等と連携しながら、情報を共有し、乳幼児期から学齢期、青年・壮年期、高齢期まで継続的に、一貫して相談支援に対応できる体制を運営します。

図表 27 尾道市地域自立支援協議会システム



ライフステージごとに応じた支援を行うための情報提供

障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期にいたるまで継続して記録できる県のサポートファイルの周知と利用促進を図り、学校教育の場での活用の検討を行い、ライフステージを通じて一貫した支援を推進します。

発達障害も含めた障害のある児童の相談支援、療育支援等を行います。

相談支援事業の充実

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のための必要な援助を行います。

また、障害のある人やその家族が仲間として相談支援を受け、問題解決につなげるピアカウンセラー^{*}の養成にも取り組むなど、障害のある人の立場に立った相談支援体制を整備します。

さらに、医療相談、療育相談、介護者への支援のほか、長期入院からの地域移行・地域定着に向けた支援など、より専門的な相談機能の充実に努めます。

ケアマネジメント^{*}システムの充実と人材育成

障害のある人の自立を促進し、サービスの効果的な利用を促進するために、障害を理解し、利用者個別のケアマネジメントを推進します。

基幹相談支援センターである「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を通じて、ケアマネジメント研修を継続的に開催し、相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。尾道市地域自立支援協議会とも連携しながらケアマネジメントシステムを充実していきます。

また、障害のある人、家族、ボランティア、関係者がケアマネジメントを理解し、活用するための学習会等を実施するなど、普及・啓発に取り組みます。

ピアカウンセラー

ピア（仲間）カウンセリングは、障害のある人同士が互いに平等な立場で話を聞きあい、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活の実現を目指すもの。ピアカウンセラーはその手助けをする人のことをいう。

ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するために、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広い需要と、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図ること。

新たな需要や困難事例に対する専門的な相談支援の充実

発達障害、高次脳機能障害など、新たな需要や困難事例に対する専門的な相談支援を充実します。

相談支援従事者や関係者の質と量の確保

それぞれの障害の特性を理解し、総合的に援助できるために、関係者の研修を継続的に実施します。

必要に応じた相談支援が受けられるように、相談窓口には相談支援従事者を配置し、相談支援体制の充実に努めます。

②障害福祉サービス等の充実

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保

多様化するニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害*等も含め、どの障害のある人も共通に利用できる福祉サービスの充実に努めます。

また、福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域定着の支援、ひとり暮らしへの支援を図るために、必要なサービスの確保に努めます。

尾道市地域自立支援協議会の専門部会において、人材確保・継続に向けた方策の協議を行います。

障害者手帳制度や申請手続きの周知

医療機関と連携し、障害者手帳制度や申請手続きの周知に努めます。

在宅サービスの充実

居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）をはじめとする在宅サービスの充実に努めます。

また、医療的ケアの必要な人を対象とする短期入所のサービス確保に向けた検討を行います。

一時的な預かり支援の充実

日中一時支援事業をはじめとした一時的な預かり支援の充実に努めます。

施設整備への支援

施設整備にあたっては、不足する社会資源の情報提供や相談対応など、必要な支援を行います。

高次脳機能障害

脳の損傷による後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づく取組の実施

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づき、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所に対して、障害のある人の意思決定支援に配慮した取組を促します。

県の第三者評価推進事業の活用促進

事業所に対して第三者評価の活用を促進し、サービス内容の質の充実に努めます。

③ 家族支援の充実

家族への支援

ペアレントメンター[※]、ペアレントトレーニング[※]の普及など、発達障害等のある人の家族への支援体制の充実に努めます。

在宅介助の負担を軽減するサービスの充実

夜間や日中の預かり、各種居宅サービス、放課後・長期休暇等の日中活動を提供することにより、在宅で障害のある人の介助等を行っている家族の負担を軽減します。

④ 地域生活支援体制の充実

地域生活の支援する多職種連携の仕組みづくり

本市には、高齢者を支えるシステムとして、尾道市医師会を中心として、多職種の連携による高齢者の在宅医療ケアシステムが構築されています。

今後は障害のある人においても引き続き活用するとともに、高齢者施策との連携を強化するため、地域包括支援センターとの連携を密に図ります。

ペアレントメンター

発達障害のある児童の保護者等であって、その経験を生かし、児童が発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して助言を行う人のこと。

ペアレントトレーニング

発達障害のある児童の保護者が自分の子の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援のこと。

⑤精神保健福祉施策と支援体制の充実

精神保健福祉施策と支援体制の充実

市保健師等による個別訪問の実施など、制度の周知や個別ニーズの把握による支援への展開など、きめ細かな取組を進めます。

手帳等で受けられるサービスや各種福祉施策の紹介など、情報提供や利用支援を行います。

アウトリーチ^{*}による相談支援

精神科の治療中断者や未受診者・ひきこもりの人など、生きづらさを抱える人に訪問等を通じて継続的な支援を行う「こころサポート事業」を実施します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、市内または圏域において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

医療機関との連携強化

適切な医療の提供につながるよう医療機関等との連携を強化し体制づくりを進めます。

退院可能な精神障害者の退院促進

退院促進を進める上で、地域住民の理解と居住サポートの推進など、地域への受入れ体制を整備し、多職種連携でカンファレンス（サービス担当者会議）を行うなど、当事者が自分らしく安心して地域生活に戻れるような円滑な移行支援体制を目指します。

⑥難病対策の推進

関係機関との連携

保健所との連携を図り、難病に関する相談及び支援を行うとともに、関係機関の講演会等の共催を行うなど、広く市民に難病への理解を得るための周知に努めます。

難病対策センターや市内3か所にある難病医療協力病院等と連携を図り、難病対策の充実に努めます。

アウトリーチ

未治療や治療中断している精神障害のある人等に保健師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種から構成されるアウトリーチチームが一定期間、訪問支援を行うことにより、新たな入院及び再入院を防ぎ、地域生活が維持できるよう支援すること。

難病患者への情報提供の充実

市ホームページから難病患者関連情報へのアクセスが可能となるよう、ホームページ等の充実を図ります。

⑦ 疾病・障害の予防と早期発見

疾病・障害の予防と早期発見・早期対応

生活習慣病をはじめとする疾病等の予防に係る知識の普及・啓発を図るとともに、健康づくり事業等を通じて疾病・障害の早期発見や発見後の事後指導に努めます。また、歯の健康づくりとして、生涯を通じて口腔機能が維持できるよう、歯科保健指導体制の整備や歯科保健医療サービスの確保に努めます。

障害に伴う二次障害の発生予防のため、障害のある人の健康管理、医療の充実に努めるとともに、事故防止対策も講じながら、知識の普及・啓発等に努めます。

⑧ こころの健康づくりの推進

相談窓口の普及・啓発

インターネット等を利用した、こころの健康チェックを通して、相談窓口の普及・啓発を行います。

みんなで生きるを支える尾道プランの推進*

みんなで生きるを支える尾道プランにより、生きることを支え、誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現に向けて、メンタルヘルス*の推進、こころの健康やひきこもりをはじめとする各種相談事業、関係者や市民への啓発事業研修会、自殺未遂者対策、児童・生徒のSOS出し方教育の実施、関係者のネットワーク等を通じて自殺対策の推進に努めます。

みんなで生きるを支える尾道プランの推進
平成30年度を初年度とする尾道市自殺対策推進計画のこと。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。精神的健康、こころの健康、精神保健、精神衛生等と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩み等の軽減や緩和とそれへのサポートが行われる。

(2) 学校に行くまで(乳幼児期)

① 早期発見による発達支援

乳幼児健康診査の充実

乳幼児期の疾病・障害の早期発見の場として、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診に加えて、医療機関で新生児聴覚検査費用の一部助成を実施しています。

その結果、経過観察や細かな支援が必要な場合は、健診事後教室・発達相談等により乳幼児の課題に応じた対応や子育て方法等を確認して、保護者の不安や負担感を軽減するよう努めます。

また、心身の発育・発達の課題が発見された場合は、適切な医療や療育につなげるととともに、保健・医療と福祉のより一層の連携を図ります。

これらの健診後、就学するまでの支援として5歳児相談を実施しており、医師による相談・指導の後、臨床心理士・保健師による相談も行い、必要な場合は療育につなげます。

課題を抱える乳幼児の保護者には、保健師や臨床心理士による個別相談を行い、不安の軽減や孤立を防ぐよう努めます。

早期療育の充実

医療機関、療育機関との連携体制を強化しつつ、障害のある児童や長期にわたり療養を必要とする児童に対する専門相談、親子教室、親の会への支援等を行います。

子育て世代包括支援センター“ぽかぽか✿”との連携

身近な地域で、身体やこころの健康、子育て・育児に関する相談など、妊娠・出産から子育てまで切れ目なくサポートを行う子育て世代包括支援センター”ぽかぽか✿”との連携を行います。

児童虐待の防止

児童の虐待に関する相談支援体制の充実に努めます。

また、地域での身近な相談者となっている民生委員児童委員等の自主的な活動を支援します。

②地域の療育体制の整備・充実

発達に関する個別相談の実施

健診事後や保護者・保育所等からの相談で、発達に不安がある、育てにくさがある、集団行動が苦手など、課題を抱える乳幼児に対して臨床心理士等が個別に発育の確認を行います。

乳幼児に対する理解を深めるとともに、発達や課題に応じた対応についてアドバイスをを行い、必要な場合は療育につなげます。

ケアマネジメントシステムの展開

医師会、尾道市社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政等が連携して障害のある児童を支えるケアマネジメントシステムの構築を目指します。

児童発達支援センターが支援を必要とする児童やその家族の相談、発達支援のある児童を預かる施設への援助・助言をあわせて行います。

保育所・幼稚園での受入れ促進

地域でともに育つという観点から、自閉症^{*}、アスペルガー症候群^{*}、広汎性発達障害^{*}、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）^{*}等を含め、保育所や幼稚園での保育・教育が必要な児童の受入れを推進します。

医療的ケアを要する児童への適切な支援

重症心身障害のある児童が身近な地域で支援が受けられるよう、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。

また、医療的ケアに対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。

自閉症

先天的な発達障害の1つで「社会性と対人関係の障害」、「コミュニケーションや言葉の発達の遅れ」、「行動や興味の偏り」の3つの特徴が発達段階で現れる。自閉症にはさまざまな症状があり、その症状には個人差がある。

アスペルガー症候群

明らかな認知の発達、言語発達の遅れは伴わないが、対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をする障害のこと。

広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害等を含む総称。

注意欠陥/多動性障害（AD/HD）

Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略で、知能はほぼ正常ないし正常以上であるが、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力/衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

人材の育成

保育士、幼稚園教諭、保健師など、療育に関わる人材の資質向上を図るため、療育に関する各種研修会等への参加を促進します。

発達障害も含めた障害のある児童への支援

児童発達支援や放課後等デイサービスについて子育て支援課等と連携しながら適切な利用の促進を図るとともに、障害のある児童に対する各種福祉サービスの充実に努めます。

また、発達支援が必要な未就学児と保護者を対象とした児童発達支援センター等と連携し、発達障害のある児童や保護者が安心して通い、相談ができる場の提供に努めます。

③就学準備の支援

就学に関する相談・指導の充実

小学校入学前に、特別支援学級の教員等が、保育所・幼稚園・通園施設と連携を図り障害のある児童とその保護者に対し、相談・指導を行います。

特別支援学校^{*}を体験できる機会の充実

個々の児童にあったより適切な就学を図るため、各種相談・指導のほか、入学前に特別支援学校を体験できる機会（見学会、講習会）の充実や交流機会の促進に努めます。

就学相談の充実

教育支援委員会において、就学相談結果の活用、保護者の意見表明の機会の設定、就学後の指導内容等に関する助言など、機能の充実に努めます。

^{*}特別支援学校

障害のある児童・生徒が通う学校のこと。養護学校、盲学校、聾学校の3つをあわせて特別支援学校という。

(3) 学校に行きながら(学齢期)

① 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進

特別支援学級に通う児童が増加している状況を踏まえ、1人ひとりの障害の状態や特性を把握し、個々に応じた教育が受けられるよう一層の充実に努めます。

また、教育支援訪問相談等の巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍する自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害(LD)^{*}、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)等を含む障害のある児童・生徒等への支援の充実に努めます。

さらに、1人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学相談が行えるよう、教職員の資質向上のための研修の充実に努めます。

発達障害のある児童への支援の充実

発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、特別支援教育・発達支援のためのコーディネーターを配置し、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。

インクルーシブ教育システムの構築

特別支援教育のさらなる展開、障害者差別解消法による「合理的配慮」を踏まえ、障害のある児童とない児童がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指す取組を推進します。

学校教育の中での福祉教育の推進

福祉ボランティアを体験する福祉実践教室など、学校教育の中で障害に関する学習と啓発を進めます。

また、障害のある人との交流機会を通じてお互いを理解しあえる環境づくりに努めます。

学校施設のバリアフリー化

学校施設において、必要に応じて改築・改修を進めます。

学習障害(LD)

Learning Disabilities の略で、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさすもの。

②障害のある児童の通所支援

通所支援の実施

放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業など、障害児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。

乳幼児期に引き続き、放課後等デイサービスの利用による専門的な訓練等が必要な場合に対応するため、放課後等デイサービスにおける学齢期の児童の受入れを促進します。

一時預かり支援の充実

日中一時支援、おのみちファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブなど、障害のある児童を預かるサービス等の充実・拡大に努めます。

また、地域の各種組織や地域のボランティア・NPO※団体等が主体的に行う居場所づくり・交流の場づくりを促進します。

学校との連携強化

教育上特別な支援が必要な児童の増加を踏まえ、児童の特性に応じた支援の充実に努めます。

また、校長会等を通じて情報提供を図り、学校との連携を強化します。

障害のある児童の保護者への就労支援

保護者が経済的に自立できるよう、障害のある児童の預かり支援等のサービスの充実を図り、保護者の就労を支援します。

③卒業後の自立に向けた支援

進路に関する情報提供の充実

障害のある生徒1人ひとりの希望を踏まえた進路を見出せるよう、合同事業所説明会の開催など、進路に関する情報提供を行います。

進路選択の充実

特別支援学校高等部において、卒業後の生徒の社会的・職業的自立を促進するため、企業等への理解・啓発、訪問を通じての継続的協力体制の確立等を図るとともに、多様な進路選択が可能となるよう、本人や保護者、学校、支援者とともに移行支援会議を開催し、進路の開拓を行います。

④中途障害のある児童に関する支援

中途障害のある児童に関する相談支援

中途障害のある児童は、生まれながらの障害のある人とは異なる精神面等のフォローが必要であるため、学校と関係機関とが密に連携を図りながら、相談支援等の体制や情報提供に努めます。

また、いじめ等による障害の悪化を防ぐため、スクールカウンセラー*の充実に努めます。

復学への支援

復学を可能とするための、障害に応じた支援を行います。

スクールカウンセラー

いじめや不登校等のこころの悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授等カウンセリングの専門家のこと。主に配置された学校の児童・生徒、教職員及び保護者からの相談を担当する。

(4) 社会に出て(青年・壮年期)

① 就労への支援

卒業後も継続して支援できる連携体制の整備

尾道市地域自立支援協議会の就労支援部会において、本人と家族の意向のもと、福祉・労働・行政関係者等が連携して、職場体験を実施します。

就労相談支援体制の整備

就労に関わる支援として、相談支援事業所等を中心とする相談体制づくりに努めます。

また、障害者就業・生活支援センターと連携し、就労や生活に関する相談ができる場を提供していきます。

雇用促進の啓発

広島県の障害者雇用に関する事業のPR(チラシ設置や広報掲載等)を行います。関連機関との連携により雇用に関する法律や制度を周知し、市内事業所への支援に取り組みます。

また、障害者雇用の場の拡大を図るため、ハローワークや商工会議所等関係機関との連携を図りながら企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけます。

就労定着支援の実施

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、創設される就労定着支援の実施体制を整備し、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

トライアル雇用やジョブコーチ制度等の周知・利用促進

トライアル雇用(障害者試行雇用事業)やジョブコーチ(職場適応援助者)制度等を広く周知し、利用促進に努めます。

また、ジョブコーチ等の人材の確保や質の向上を図るため、国や県に働きかけます。

 多様な働き方の普及

福祉的就労、在宅就労、さらには一般企業における就労など、障害のある人が地域で生活し、個々に応じた就労を継続していくためには、その能力や特性に応じた働く環境の整備が必要です。

障害者雇用の可能性を広げるための環境づくりとして、個々の状態に応じた福祉用具の活用、交通機関や住環境など、地域のバリアフリー化を促進します。

福祉的就労の促進

1人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、個々の状態と希望に応じた生産活動や就労に向けてのマナーや技術の習得、就労支援が受けられるように支援し、社会参加を促進します。

また、就労先の開拓や作業内容の確保と所得の向上につながるよう支援を行います。

職業リハビリテーション対策の推進

1人ひとりの状態や希望に応じた、技能向上のための指導等（職業リハビリテーション）が行われるよう、福祉職員の技術向上、ジョブコーチの養成を促進します。

復職・再就職への支援

就労していた人が休職・退職するなど、就労に関わる諸問題が起きた際には、相談支援事業所が中心となって、企業と当事者の仲介となって問題の分析を図り、解決に向けての検討を行います。また、就労意欲が低下した当事者には、改めて自信と意欲を導くことができるよう、電話相談・訪問・来所など、密に相談が行えるように個々に応じた支援を行います。

福祉と雇用の領域が互いに手を携え、働くことを希望する障害のある人が繰り返し就労に挑戦でき、より自己実現・社会参加ができるよう努めます。

市役所における障害者雇用の推進

精神障害のある人を含めた法定雇用率[※]の引き上げへの対応をはじめ、短時間雇用等多様な就労を研究するなど、市職員の障害者雇用の拡充に努めます。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の従業員数を上回る規模の企業に対して、身体障害・知的障害・精神障害のある人の雇用を一定の割合以上で雇用する義務があり、この割合のことを法定雇用率という。平成30年4月1日からの法定雇用率は、民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%となる。

優先調達の拡大

尾道市障害者就労施設等からの物品調達方針に基づき、市が行う物品等の調達に際し障害者就労施設等への発注の拡大について、引き続き取り組みます。

②施設入所（入院）から地域生活への移行支援

施設入所から地域生活への移行支援

すべての障害のある人が住み慣れた地域の中で、地域の人々に見守られながら在宅生活を続けられることを目指して、在宅生活への支援を進めます。

入院生活から地域生活への移行支援

条件が整えば退院可能な状態にある人が、地域生活へ円滑に移行できるように、医療機関と連携した退院支援への取組や在宅サービスの充実、共同生活援助（グループホーム）といった受け皿の整備を促進します。

③健康づくりと健康診査の充実

疾病・障害の予防と早期発見・早期対応

特に壮年期における生活習慣病の増加は著しく、重症化することにより内部障害や脳血管障害へつながる危険性が高くなっています。そのため、若いうちからの生活習慣病予防を推進するとともに、健康診査の受診率向上と結果を生かした生活（生活改善、要精密検査の受診、治療）の支援の充実に努めます。

また、健康づくりを進める上でも、保健・医療・福祉の連携を密に図ります。

④ 中途障害者に対する支援

中途障害者に対する相談支援

青年期・壮年期では、疾病、加齢、事故等による身体機能の低下のほか、職場のストレス等によるこころの病気にかかる可能性も高くなります。そのため、中途障害者に関するさまざまな情報提供を行うとともに、障害を未然に防ぎ、または発生した場合も、職場や地域の関係機関が連携を図れる相談支援体制等の整備に努めます。

復職・再就職への支援

就職中に中途障害になった人が職場へ復帰・定着または再就職ができるよう、ハローワークや職業訓練所、民間企業等の関係機関と連携してさまざまな相談支援に努めます。

(5) 高齢を迎えて(高齢期)

① 高齢者施策との連携

介護保険制度との連携

障害のある人を含め高齢期における介護サービスは介護保険制度から提供されることを基本に、一定の条件を満たす場合には障害福祉制度との併用が可能とされていることを踏まえ、介護保険制度と障害者福祉施策の双方の適切な運用に努めます。

また、運用に際しては、相談支援専門員とケアマネジャー^{*}の連携が重要となるため、個別ケア会議の開催や障害福祉制度の研修等を通じて連携を強化します。

地域包括支援センターとの連携

障害のある人の高齢化に伴い、その保護者の年齢も高くなることから、家族全体の支援が必要な場合があります。高齢者の医療、介護、権利擁護等のさまざまな面からサポートや相談等を行う拠点である地域包括支援センターとの連携を強化します。

介護予防の推進

できる限り要介護状態になることなく、健康に高齢期を過ごせるよう、シルバーリハビリ体操等の介護予防事業や、若い時からの健康的な生活習慣の定着及び生活習慣病の予防等の健康寿命を延ばすための取組等を推進します。

認知症の発症予防・早期発見・対応

脳血管障害による認知症については、生活習慣の改善のための普及・啓発活動や情報提供等を通じて、発症予防や初期症状の早期発見・対応に努めます。

ケアマネジャー

介護保険法において、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者のこと。

2 ともに暮らす地域づくり

(1) 相互理解と交流

啓発・広報等の推進

「広報おのみち」への福祉サービス等の掲載をはじめ、「障害者週間」（12月3日から9日まで）を中心に障害への理解促進に関する各種講演会や学習会を引き続き開催し、市民啓発に努めます。

また、身体障害、知的障害等に加え、性同一性障害※、LGBT（性的マイノリティ）※、発達障害等についても市民の理解をより深めるため、当事者団体や関係機関との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。

交流活動の実施及び支援者の育成

障害のある人や家族との交流会を開催して、相互の意見を交換する場を設けたり、自主的な交流活動を補助する社会参加促進事業を推進します。

交流活動や学習活動に必要な指導者及び日常生活を支えるガイドヘルパー、ボランティア等の育成を図るとともに、障害のある人と地域の人々が自然に交流できる機会の創出に努めます。

こころのバリアフリー化

障害者基本法に基づき、障害のある・ないに関わらず、差別の解消や誰もがお互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図ります。

また、基本的人権を尊重できる社会を目指し、人権啓発活動等を進めます。

性同一性障害

性同一性（こころの性）と身体的性別（身体の性、解剖学的性別）が一致しない状態をいう医学的な病名のこと。

LGBT（性的マイノリティ）

レスビアン（Lesbian 女性同性愛者）、ゲイ（Gay 男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）のそれぞれ4つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉。

障害のある人に関するマークの普及

障害のある人のための国際シンボルマーク※、身体障害者標識（身体障害者マーク）※、聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）※、盲人のための国際シンボルマーク※、耳マーク※、ほじょ犬マーク※、オストメイトマーク※、ハート・プラスマーク※、障害者雇用支援マーク※、「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク※、ヘルプマーク※など、障害のある人への配慮を求めるさまざまなマークについて普及啓発を行います。

市職員の研修の充実

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）や発達障害など、障害のある人を取り巻く制度や多様化する障害や障害のある人への理解やボランティア意識を高めるよう、研修等を通じ、市職員の意識や知識の向上を図ります。

障害のある人のための国際シンボルマーク



障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられているマーク。

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を表すマーク。

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク。

ハート・プラスマーク



身体内部に障害がある人を表すマーク。

障害者雇用支援マーク



障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上 50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。

※内閣府資料

(2) 建築物の構造改善、住宅整備の推進

建築物、道路、公園及び公共交通機関の施設の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）*に基づき、建築主に対して指導をするとともに、民間への啓発を推進します。

新築の公共建築物については、すべての条例等に基づいた設計・建築を行うとともに、市街地で新たに整備される道路については、広島県の「福祉のまちづくり整備マニュアル」に基づき整備します。

公共及び民間建築物や道路・公園、公共交通機関等の施設をバリアフリー化し、誰もが利用しやすい整備を進めます。

ユニバーサルデザインの考え方の普及

障害のある人が地域の人々とともに自由に行動し、ともに生活していけるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰もが暮らしやすいまちづくりの考え方を普及します。

福祉型住宅・住戸の供給

市営住宅の建て替えにおいては、玄関へのスロープの設置、トイレ・浴室・階段への手すりの設置、室内の段差解消等により、高齢者・障害のある人が支障を感じない住宅の供給に努めます。

住宅のバリアフリー化の促進

障害のある人が日常生活において行動が容易になり、自立に向けてリハビリテーションも行えるよう、住宅改修事業を実施し、住宅の改修をするために要する費用の助成等を行います。

居住サポート事業の推進

入院・入所中の人の地域移行も踏まえ、障害のある人が地域で住まいを借りやすくするために、関係機関と連携して居住サポート事業を進めます。

また、不動産事業者、家主、地域住民へ障害に対する正しい理解を深める啓発活動等も推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、①主務大臣による基本方針の策定、②旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定、③市町村が定める重点地区において、高齢者や障害のある人等の計画段階からの参加を得て旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等が定められた。

共同生活援助（グループホーム）の整備促進

障害のある人の自立生活を支援する共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。

また、親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、民間賃貸住宅を含めた住まいの場の確保・入居支援策を推進します。

(3) 移動・交通対策の推進

移動・交通環境のバリアフリー化

バリアフリー法に基づき、公共交通機関については利用しやすいよう施設整備を進めるとともに、県の交通安全事業設計要領に基づき、通行に支障となる歩道の段差や勾配の解消に努め、放置自転車の撤去を進めます。

また、市のバリアフリーの検証を進め、利用可能な施設情報の提供を行うとともに、障害のある人・高齢者のバス乗降の利便性が向上するように低床バスの導入等を促進します。

移動支援の充実

障害のある人の社会参加を支援するため、移動支援に関するサービス等の充実に努めます。

また、外出時に付き添うガイドヘルパー^{*}の確保や質的向上に努めます。

交通安全対策の推進

障害のある人が安心して暮らせるよう、交通ルールの遵守と正しい交通のマナーについて広く呼びかけるとともに、交通安全教室、自転車教室等の交通安全対策を推進します。

また、歩道やガードレール、点字ブロック等の施設整備に努めます。

ガイドヘルパー

視覚障害等外出に困難のある障害のある人が通院、行事参加等で外出する場合の付き添いを専門に行う援助者のこと。

(4) 防犯・防災対策の推進

避難行動要支援者の避難支援体制の充実

障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の災害発生時の安全確保と適切な避難誘導を行うため、避難行動要支援者避難支援計画に基づく、地域の関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者が迅速にかつ円滑に避難できる体制づくりに努めます。

また、大災害時には自助、共助の力が非常に大切になるため、自主防災組織等による安否確認及び避難誘導体制の確立を目指します。

災害時等の情報発信

災害・緊急時には、防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送、メール、SNS^{*}等により速やかな情報提供を行うとともに、尾道市防災情報メールや緊急速報メールの利用拡大に向け、障害者手帳取得時や各種会議の際に周知を行い、情報伝達体制の整備に努めます。

避難場所の整備

トイレの洋式化をはじめ、必要な備品や設備の充実など、障害のある人に配慮した避難所の体制整備を進めるとともに、指定福祉避難所^{*}との連携を図ります。緊急避難場所に指定されている公園や広場等についても、改修等の際には障害のある人に配慮した整備に努めます。

また、障害のある人や家族の訓練への参加を促進します。

防犯対策の充実

悪質商法等による消費者被害の防止など、障害のある人や高齢者を狙った犯罪に関する情報提供や予防・対策知識の普及や相談活動に努めます。

SNS

Social Networking Service の略であり、人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供するインターネット上のオンラインサービスのこと。Web サイトや専用のスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。

指定福祉避難所

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病人など、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所のこと。

(5) 情報提供の充実

障害福祉や制度に関する情報提供の充実

市役所の窓口、市広報や福祉便覧、市社協だより、市のホームページ等による情報提供を充実するとともに、社会資源マップの作成、福祉サービスや制度に関する出前講座を実施する等多様な情報提供に努めます。

市政の情報を発信する際には、点字及び録音テープ等による広報活動など、障害の状態に応じた多様な広報を工夫します。

情報のバリアフリー化

近年のICT（情報伝達技術）の進展に対応して、障害のある人がインターネット等に親しめる環境整備を進めます。

相談支援事業所と連携した情報提供の充実

相談支援事業所との連携を図りながら、情報を提供する機会を充実します。

また、相談支援事業所の拡大を図り、相談支援専門員の充実に努めます。

情報ニーズの把握

障害のある人やその家族が必要としている情報のあり方について、当事者団体や障害のある人等を通じて把握を行います。

社会参加も兼ねて、パンフレット等の作成に障害のある人等の当事者が企画や制作に参画できる機会を目指します。

(6) スポーツ・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーション
活動の充実

尾道市身体障害者福祉連合会や尾道市社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会等と連携しながら、スポーツ大会及び各種イベントの開催を支援し、障害のある人が多様な活動に参加できる機会の充実に努めます。

スポーツ大会の参加促進

広島県障害者スポーツ大会への出場や各種スポーツ大会への参加を促進するため、支援団体や関係機関との連携を図るとともに情報提供に努めます。

また、サイクリングやウォーキングイベント等に、障害のある人や車いすを使用している人が参加をしやすくする工夫を検討します。

スポーツを通じた交流活動
の推進

平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、パラアスリートとの交流など、スポーツを通じた交流活動を推進します。

芸術文化活動の促進

障害のある人の芸術文化活動を促進するため、あいサポートアート展等を通じて作品展示を行うとともに、障害のある人が作成した絵画等の芸術作品を展示する機会を増やすなど、障害への理解と認識を深めるとともに、障害のある人の芸術文化活動を促進します。

文化活動への支援

講座・教室の内容や開催日時、場所に配慮して開催するなど、障害のある人の参加を促進します。

生涯学習活動

市民の生涯学習の機会を提供するとともに、障害のある人の生涯学習活動への参加を支援します。

また、市民相互の交流活動を通じて、障害のある人への理解を深めます。

(7) 社会参加の促進

余暇や日中活動の場の充実

年齢や障害特性に応じた余暇や日中活動の場について充実を図るとともに、地域の資源を活用し、住み慣れた地域で自分らしい生活が営めるよう環境づくりに努めます。

当事者活動の推進

障害のある人が同じ障害のある人やその家族に対して、同じ立場に立って支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）を推進します。

また、自主的な学習会、相談会等と連携し、家族会の活動支援を進めます。

ボランティア活動の促進

ボランティア活動を通して、障害のある人が社会活動へ積極的に参加できるよう、尾道市社会福祉協議会を中心に各種ボランティア活動の連携を保ち、ボランティアとなる人材の養成に努めます。

社会参加促進事業の充実

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、当事者団体等の活動や地域での勉強会開催、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など、障害のある人の社会参加を支援する事業を進めます。

社会参加しやすい体制整備

障害のある人とない人との交流を図るなど、社会参加しやすい環境づくりを進めます。

また、コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記者の派遣など）、移動支援事業（屋外での移動が困難な障害のある人に対して行う外出のための支援）を進めます。

(8) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の周知

相談窓口を通じて福祉サービスの利用支援とあわせて事業の活用促進を図るとともに、社協だより等を通じて周知し、利用を促進します。

医療ソーシャルワーカー※による医療・困りごと相談

社会的背景が複雑になる中、相談内容も多岐にわたってきており、それらに対応できるよう関係機関と連携して総合的な相談窓口としての機能を維持します。
さらなる関係機関との連携に努め、心理的・社会的不安の軽減を図ります。

福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用促進

認知症、知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人を対象とした福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用を促進します。

成年後見制度利用支援事業の実施

認知症、知的障害、精神障害のある人の金銭管理や契約締結等を支援する成年後見制度について、利用申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。

成年後見制度利用促進計画の策定

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画の策定に努めます。

医療ソーシャルワーカー

主に病院で疾病を有する患者等が、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る専門職のこと。

(9) 虐待防止に対する取組の強化

尾道市障害者虐待防止センターの運営

2か所の尾道市障害者虐待防止センター（尾道センター、因島・瀬戸田センター）で虐待に関するさまざまな相談に対応しています。

通報・届出を受理し、虐待の事実があった時は、本人と家族等がよりよい環境で暮らすことができるように支援を実施します。

虐待防止に向けた関係機関との連携

尾道市地域自立支援協議会が、各関係機関と連携しながら障害のある人の虐待防止に関する相談対応や啓発、早期発見・早期対応への取組等を進めます。また、保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を防止するため、介護負担を軽減するサービスや相談の充実を図ります。

さらに、虐待については、障害のある人に限らず児童、高齢者、配偶者など、さまざまな虐待相談窓口や専門機関が市内に複数あるため、個別対応ではなく、それらが連携しながら市全体で対応できるようなネットワークづくりを進めます。

また、近年事業所における虐待についても問題になっていることから、事業所に対しても障害のある人への虐待防止に関する啓発を行います。

相談窓口等個別支援事業

虐待に関する相談等について、相談窓口の体制整備や虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保など、虐待を受けた障害のある人等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施します。

虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する虐待防止に関する研修を実施します。

専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を整備し、専門性を強化します。

(10) 人権の推進

人権啓発活動の推進

人権展・人権講演会や企業研修等において、こころのバリアフリーや障害のある人に対する差別意識を解消するための啓発を行い、すべての人が生活しやすい社会となるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及に努めます。

広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用し、人権尊重意識の高揚を図ります。

地域社会全体での差別の解消

障害者差別解消法に基づき、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図ります。

市民向け出前講座等の開催とともに、ケーブルテレビ放送、FM放送を通じての啓発や企業等に対してもさらなる周知を図り、差別等をなくすための取組を進めます。

また、関係機関等から提供された差別に関する相談または相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取組を協議します。

行政機関の窓口等での配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市職員対応要領」に基づき、窓口等での不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行います。

(11) 医療・リハビリテーション体制の充実

医療体制の充実

保健、福祉、医療機関と連携を深めながら、包括的な医療体制の推進を図り、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等の充実を図ります。市内で対応できない診療科目については、近隣市や広域、県と連携し、診療を受けやすい体制づくりに努めます。

また、精神科救急医療システムや広島県救急医療情報ネットワーク、精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）等の情報提供の充実と必要な連携体制づくりに努めます。

自立支援医療の給付

指定医療機関医療との連携により、自立支援医療の周知を図るとともに、医療費の適切な助成に努めます。

医療、保健、福祉、教育の連携

障害の重度化・重複化の傾向に対応した障害者施設と医療機関との連携や学校での医療的ケアに関する支援など、医療と保健・福祉・教育の連携を強化します。

リハビリテーションの充実

地域リハビリテーションの推進を図るため、社会資源の発掘と活用に努めます。

専門従事者の確保

障害のある人に保健・医療・福祉サービスを効果的に提供できるよう、社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等の専門従事者による保健指導、相談体制できめ細かな指導援助等に努めます。

かかりつけ歯科医師等の確保

かかりつけ歯科医師等の確保に努めます。

3 第4次障害者保健福祉計画の数値目標

図表 28 平成 35 年度の数値目標

指標名		平成 23 年度 現状	平成 29 年度 目標	平成 29 年度 現状（見込み）	平成 35 年度 目標
ライフステージを通して健やかであるため					
身近な相談を受けられる場所・機会		10 か所	15 か所	14 か所	15 か所
専門的な相談を受けられる場所・機会		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
地域生活支援講演会（障害者総合支援法）		1 回	1 回	1 回	1 回
乳幼児期					
乳幼児健康診査の受診率	4 か月	94.0% （平成 22 年度）	増加	95.1%	増加
	1 歳半	93.7% （平成 22 年度）		98.2%	
	3 歳児	88.6% （平成 22 年度）		95.6%	
障害のある児童を受入れる保育所の数		24 か所	24 か所	31 か所	31 か所
学齢期					
放課後児童クラブの数（児童受入れ）		23 か所 （875 人）	23 か所 （900 人）	26 か所 （1,480 人）	26 か所 （1,480 人）
特別支援教育支援員の配置		50 名	必要数	60 名	必要数
特別支援教育支援員研修の実施		0 回	2 回	1 回	1 回
福祉教育（体験・交流活動）		40 校 （49 校中）	全校	27 校 （40 校中）	全校
小・中学校における相談窓口		0 校	全校	全校	全校
中学校へのスクールカウンセラーの配置		16 校	全校	全校	全校
就労体験の場		18 校	全校	全校	全校
青年・壮年期					
就労相談支援体制の整備		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
ハローワーク尾道管轄地域の障害者雇用率		1.45%	増加	1.55%	増加
尾道市の障害者雇用率		—	—	2.37%	2.50%
障害者トライアル雇用（障害者試行雇用事業）の利用数		15 件	増加	17 件	増加
ジョブコーチ（職場適応援助者）等の利用数		12 件	増加	3 件	増加
防犯・防災対策の推進					
自主防災組織設立の推進		40.1%	75.0%	57.9%	増加
社会参加の促進					
障害福祉に関するボランティアの数		389 人 （22 団体）	増加	313 人 （21 団体）	増加
手話通訳者の数		24 人	25 人	21 人	25 人
要約筆記者の数		15 人	15 人	17 人	20 人

第2章 第5期障害福祉計画

1 平成 32 年度の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行（自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行）し、平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減する目標値が設定されています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 29 福祉施設入所者の地域生活への移行

	数値		備考
施設入所者数 (平成 28 年度末時点)	191 人		
目標年度入所者数	187 人		平成 32 年度末の見込み
増減見込み目標値	4 人	削減率 2.1%	
地域移行目標値 合計	18 人	移行率 9.4%	平成 32 年度末までに施設入所から 地域生活へ移行する者

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 尾道市地域自立支援協議会の相談支援部会、就労支援部会、生活支援部会を通じて、保健・医療・福祉、教育、労働、地域等の関係機関と連携を図りながら、地域生活への移行支援を進めます。 □ 共同生活援助、福祉ホーム等の整備を推進します。また、共同生活援助や一般入居施設等への体験事業を実施し、施設から在宅への円滑な移行を支援します。 □ 障害のある人の権利を擁護し、自立生活を支援するため、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用を促進します。 □ 地域移行の推進にあたっては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の活用を図ります。
------------	--

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者及びさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされています。

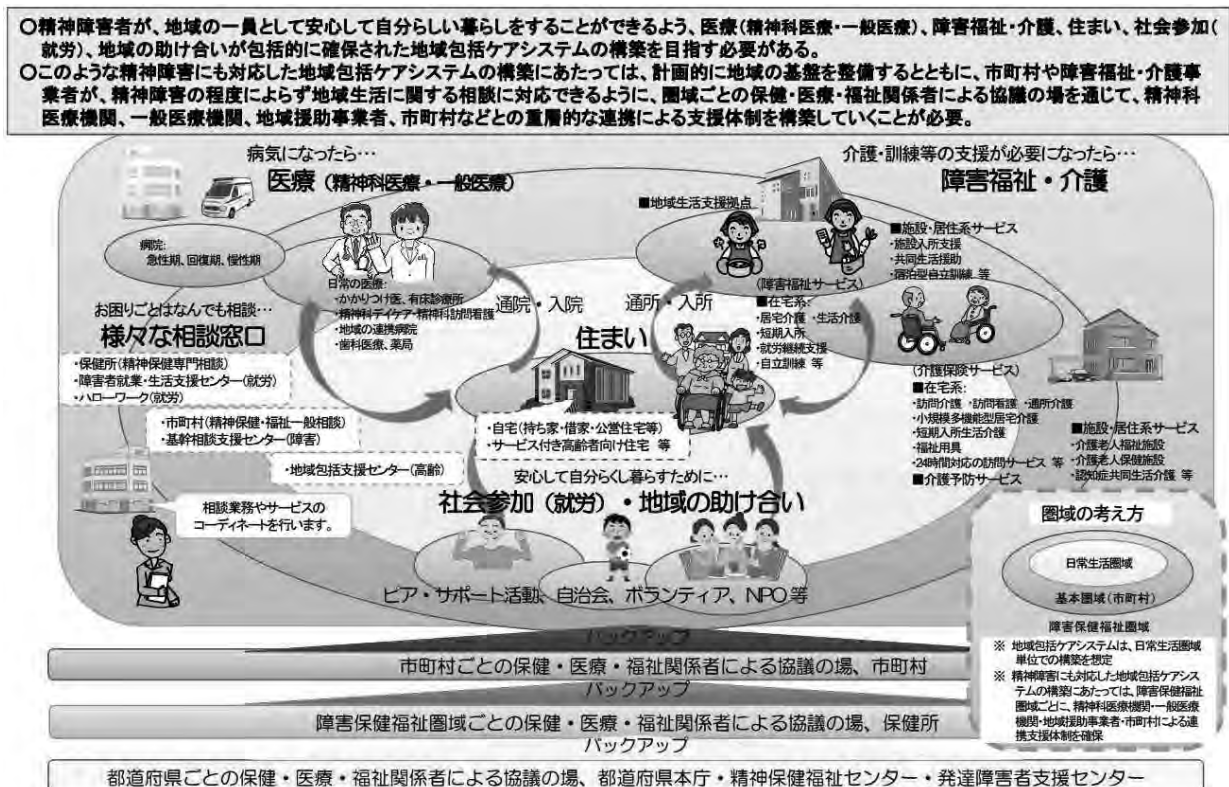
本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	1か所	平成32年度末まで

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 高齢者や児童も含めた本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、体制を整備します。 □ 協議の場の設置について、市単独または圏域で設置する両面から、関係機関と連携を図りながら取り組みます。
------------	---

図表 31 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



※厚生労働省資料

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を市内または圏域で少なくとも1つを整備するという目標値が設定されています。

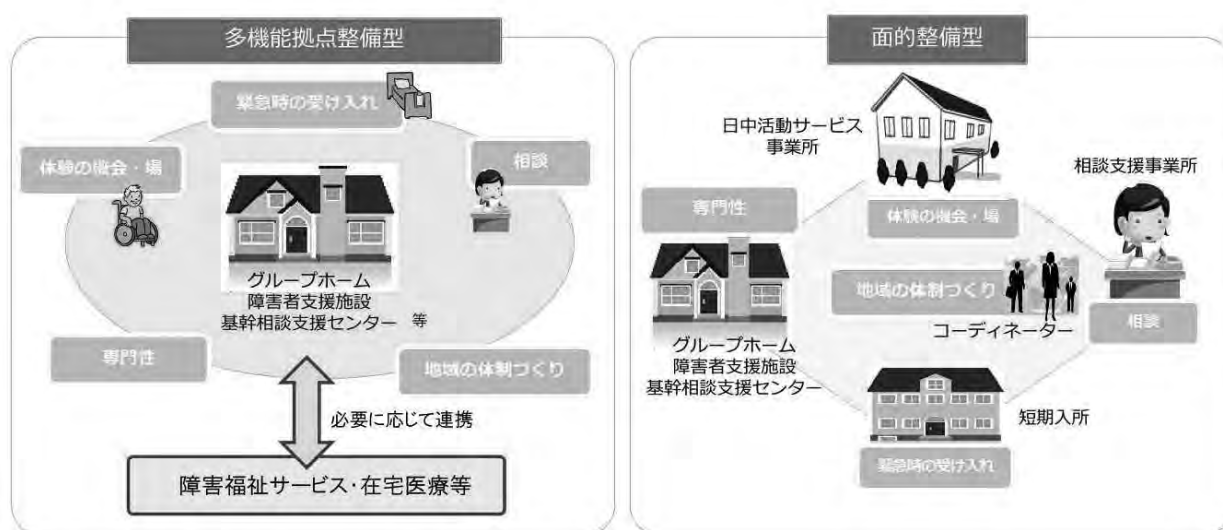
地域生活支援拠点等は、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向きあい、地域で障害のある人や児童とその家族が安心して生活するため、必要な5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を備えた体制として、整備が求められているものです。地域の複数の機関が機能を分担し、居住支援機能と地域支援機能を一体的に提供する体制の整備（面的な整備）も想定されています。

本市はこれらの基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 32 地域生活支援拠点等の整備

	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	2か所	平成32年度末まで
目標達成に向けた取組	<input type="checkbox"/> 本市の地理的な状況を考慮し、面的な整備も含め2か所設置します。 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所、グループホーム、障害者支援施設等の利用者ニーズを踏まえるとともに、尾道市地域自立支援協議会に作業部会を設置し協議を進めます。	

図表 33 地域生活支援拠点等のイメージ



※厚生労働省資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行する者の数について、平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 34 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

	数値		備考
	平成 28 年度	目標年度	
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	22 人		
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	33 人	1.5 倍	平成 32 年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援の利用者数

国の基本指針では、平成 32 年度末の就労移行支援利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指すとされています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 35 就労移行支援の利用者数

	数値		備考
	平成 28 年度末	目標年度末	
平成 28 年度末の就労移行支援の利用者数	34 人		
目標年度における就労移行支援の利用者数	41 人	1.2 倍	平成 32 年度末の就労移行支援の利用者数

③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

国の基本指針では、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指すとされています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 36 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

	数値		備考
就労移行率が3割以上の事業所	4か所	57%	平成32年度の就労移行率（就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合）が3割以上の事業所の率

④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

国の基本指針では、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることが基本とされています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 37 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

	数値	備考
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	平成31年度・平成32年度の各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

図表 38 福祉施設から一般就労への移行

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> □ 一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実に向けて取り組みます。 □ 尾道市地域自立支援協議会の就労支援部会による一般就労への移行を促進する取組を継続し、1人ひとりの自己実現（生きがいの実現）、社会参加を図ります。 □ 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、商工会議所等とより一層の情報共有を図り、連携して就労支援の充実を図ります。 □ 就労している人への支援、離職後の支援など、利用者の状況に応じた支援に取り組みます。 □ 就労定着支援を実施する事業所の確保に努めます。
------------	---

2 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

① サービスの種別と内容

訪問系サービスは、自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行うサービスです。

図表 39 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

② 各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績及び平成 29 年度の見込みをもとに、利用者数の推移を踏まえて、第 5 期の見込み量を設定しました。

サービスの実施にあたっては、尾道市地域自立支援協議会を通じたサービス調整や情報共有をはじめ、質の高いサービスの提供に努めるとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めます。

また、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年 3 月厚生労働省）に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 40 訪問系サービスの見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第5期障害福祉計画見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護	(時間数/月)	2,634	3,169	3,550	3,650	3,850	4,050
	(実利用者数/月)	193	203	210	215	220	225
重度訪問介護	(時間数/月)	3,651	3,588	3,600	3,600	3,670	3,740
	(実利用者数/月)	7	8	8	8	9	9
行動援護	(時間数/月)	286	266	260	260	265	270
	(実利用者数/月)	22	23	25	25	26	27
同行援護	(時間数/月)	934	1,348	1,550	1,650	1,750	1,870
	(実利用者数/月)	40	46	50	53	56	60
重度障害者等 包括支援	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0

※平成29年度は見込み値

見込み量確保の方策	<input type="checkbox"/> サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、十分なサービスの量と質を確保できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。 <input type="checkbox"/> 人材育成や確保の支援に努めるとともに、地域で埋もれているヘルパー有資格者等の人材の発掘と活用を図ります。 <input type="checkbox"/> サービスの質の向上を図るため、事業所に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供について必要な支援を行います。 <input type="checkbox"/> 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化に向けた検討を進めます。 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。
-----------	--

(2) 日中活動系サービス

① サービスの種別と内容

日中活動系サービスは日中に施設に通うなど、介護や訓練等を受けるサービスです。

図表 41 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18 か月）】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】 【長期入院・入所（36 か月）】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない。）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績及び平成29年度の見込みをもとに、利用者数や障害者手帳所持者数の推移を踏まえて、第5期の見込み量を設定しました。

サービスの実施にあたっては、市内の事業所及び圏域の自治体で調整を行いつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

就労継続支援をはじめ、就労系のサービスの事業所は増えている一方、計画対象者の雇用・就業分野の取組に対する満足度の低さを踏まえて、就労意向や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

さらに、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月厚生労働省）に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 42 日中活動系サービスの見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第5期障害福祉計画見込み量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	(人日/月)	7,484	8,457	8,500	8,630	8,920	9,310
	(実利用者数/月)	404	431	440	445	455	465
療養介護	(実利用者数/月)	27	26	27	27	27	27
自立訓練 (機能訓練)	(人日/月)	0	23	23	45	45	45
	(実利用者数/月)	0	1	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	(人日/月)	178	267	270	360	360	360
	(実利用者数/月)	28	26	24	30	30	30
就労移行支援	(人日/月)	556	550	500	540	580	620
	(実利用者数/月)	32	28	25	27	29	31
就労継続支援 (A型)	(人日/月)	1,225	1,664	1,850	1,850	1,850	1,850
	(実利用者数/月)	61	80	90	90	90	90
就労継続支援 (B型)	(人日/月)	6,594	7,489	7,600	7,850	8,050	8,250
	(実利用者数/月)	406	420	425	440	450	460
就労定着支援	(実利用者数/月)	—	—	—	5	5	5
短期入所 (福祉型)	(人日/月)	513	532	545	550	570	600
	(実利用者数/月)	130	123	115	125	130	135
短期入所 (医療型)	(人日/月)	68	76	80	85	90	95
	(実利用者数/月)	11	10	11	12	13	14

※平成29年度は見込み値

見込み量確保の方策	<ul style="list-style-type: none">□ 障害特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、事業所の拡充や新規参入を促進します。□ 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。□ 福祉施設やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関のネットワークを活用し、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行います。□ 医療的ケアが必要な人を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、検討を行います。
-----------	---

(3) 居住系サービス

① サービスの種別と内容

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

図表 43 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

② 各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績及び平成 29 年度の見込みをもとに、利用者数の推移を踏まえて、第 5 期の見込み量を設定しました。

平成 30 年度から創設される自立生活援助の実施を推進し、福祉施設からの地域移行やひとり暮らし等を総合的に支援します。

共同生活援助（グループホーム）に対するニーズの高さを踏まえつつ、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、グループホーム等の基盤整備を促進するとともに、事業所へ必要な支援に努めます。

グループホーム等の利用や施設への入所に際しては、生活が大きく変化する意思決定支援の重要な機会であることを踏まえて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年 3 月厚生労働省）に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

施設入所支援については、尾道市障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 44 居住系サービスの見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第5期障害福祉計画見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	(実利用者数/月)	—	—	—	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	(実利用者数/月)	180	182	200	230	235	240
施設入所支援	(実利用者数/月)	185	188	190	189	188	187

※平成 29 年度は見込み値

見込み量確保の方策	<input type="checkbox"/> 地域生活への移行及び在宅生活者や介護者の高齢化に対応するため、民間事業所による共同生活援助（グループホーム）の設置を推進します。 <input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）の利用にあたり、体験利用や相談等の必要な支援を行います。 <input type="checkbox"/> 施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた積極的な支援を図るとともに、必要とする人は安心して施設を利用できる相談体制の確保に努めます。
-----------	--

(4) 相談支援

① サービスの種別と内容

サービス等利用計画の作成や地域移行支援等の相談支援を行います。

図表 45 計画相談支援及び地域相談支援の内容

サービス種別	実施内容
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する人を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

②各年度のサービス見込み量と確保の方策

障害福祉サービス受給者の伸び等を踏まえて、第5期の見込み量を設定しました。

また、福祉施設の入所者や精神科病院からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援を実施します。

図表 46 計画相談支援及び地域相談支援の見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第5期障害福祉計画見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	162	197	200	210	220	230
地域移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	3	3	3
地域定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	3	3	3

※平成29年度は見込み値

見込み量確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ 利用者1人ひとりにあつた的確なサービス等利用計画の作成や、事業所や相談支援専門員に過度の負担がかからないよう、人材確保の支援と関係機関の連携強化に努めます。 □ 地域移行支援、地域定着支援について、サービス利用につながるよう医療機関等と連携するとともに、サービス等利用計画作成時等に利用意向を把握し、希望者への対応に努めます。 □ 障害児相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業とあわせ包括的な相談支援体制の構築を推進します。
-----------	---

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第4期の実績等を踏まえつつ、障害のある人や児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

(1) 事業の内容

図表 47 地域生活支援事業の内容（必須事業）

事業種別	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人や児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害についての理解を深める研修・啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障害のある人や児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	<p>障害者（児）相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）</p> <p>障害のある人や児童、保護者からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用など、権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>なお、地域の相談支援の中核的な機関として、「尾道市相談支援センターはな・はな」を設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。</p> <p>住宅入居等支援事業</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。</p>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害のある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や児童の生活支援を図ります。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

図表 48 地域生活支援事業の内容（任意事業）

訪問入浴サービス事業	重度身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害のある人や児童の日中における活動の場を提供する事業です。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。
スポーツ・レクリエーション教室開催など	各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、体力増強、交流、余暇活動等を支援します。
芸術・文化講座開催など	障害のある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行	点字や声の広報等により定期的な情報提供を行う事業です。
奉仕員養成研修事業	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で 家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居室や設備を提供する事業です。

(2) 各年度のサービス見込み量と確保の方策

これまでの利用実績を踏まえつつ、第5期のサービス見込み量を設定しました。

サービスの実施にあたっては、事業所の参入を促進し、計画期間に必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 49 地域生活支援事業の見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第5期障害福祉計画見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	(実施有無)	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	相談支援事業	(実施か所数)	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	(実施か所数)	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	(実施か所数)	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	(実施か所数)	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	(実利用者数/年)	3	4	5	5	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	(実施有無)	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	(設置見込み者数)	無	無	無	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実利用者数/月)	10	7	20	30	30
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	19	10	19	15	15
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	21	33	27	25	25
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	44	33	33	40	40
	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	32	25	45	30	30
	排せつ管理支援用具	(給付件数/年)	3,353	3,297	3,300	3,350	3,350
	居室生活動作補助用具	(給付件数/年)	12	5	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	31	18	30	31	32	
移動支援事業	(実利用者数/月)	133	180	165	170	175	
	(利用時間数/月)	1,120	1,400	1,350	1,400	1,500	
地域活動支援センター機能強化事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1	
	(実利用者数/月)	40	42	38	38	38	
訪問入浴サービス事業	(実利用者数/月)	5	5	7	7	8	
日中一時支援事業	(実利用者数/月)	263	235	245	250	260	
生活サポート事業	(実利用者数/月)	有	有	有	有	有	

スポーツ・レクリエーション教室開催など	(参加者/年)	1,775	1,916	2,000	2,050	2,100	2,150
芸術・文化講座開催など	(参加者/年)	61	69	65	70	75	80
点字・声の広報等発行事業	(発行回数/年)	183	168	180	180	180	180
自動車運転免許取得・改造助成事業	(助成件数/年)	8	5	4	5	5	5
奉仕員養成研修事業	(研修修了者数/年)	13	10	15	15	20	25
福祉ホーム事業	(実利用者数/月)	5	5	3	3	3	3

※平成 29 年度は見込み値

見込み量確保の方策	<p>□ 身近な地域で相談支援が受けられるよう、「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を中心とした相談支援の拡充を図り、尾道市地域自立支援協議会等による関係機関との連携を強化します。</p> <p>□ サービス利用対象者の状況等やサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。</p> <p>□ 日常生活支援は、引き続き十分なサービス量が提供されるよう事業所の運営の支援に努めます。</p> <p>□ 社会参加支援は、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。</p>
-----------	---

第3章 第1期障害児福祉計画

1 平成 32 年度の成果目標

(1) 支援体制の整備

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを 1 か所以上設置することを基本としています。

また、平成 32 年度末までに児童発達支援センターでの実施等により、保育園等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

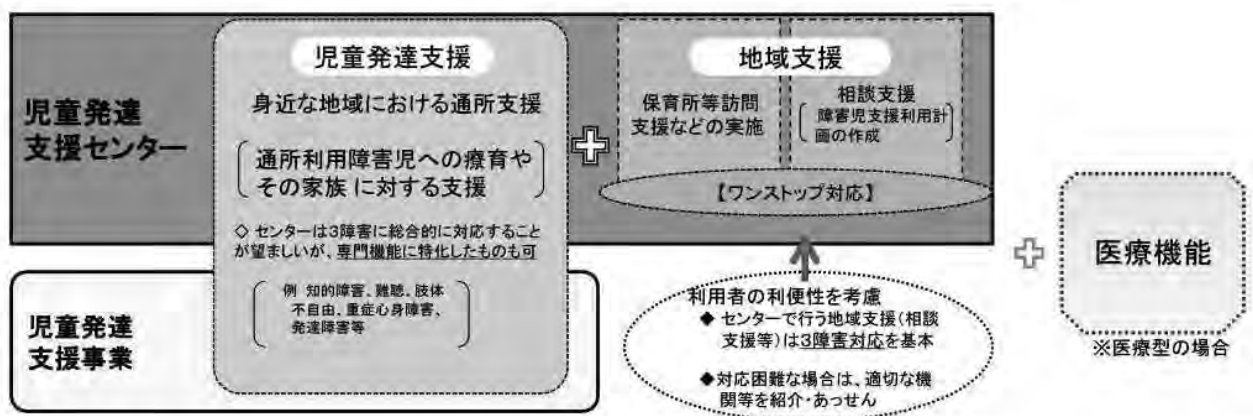
本市では、平成 24 年 4 月に児童発達支援センターが 2 か所開設され、地域の中心的な療育施設としての役割を果たしています。

図表 50 支援体制の整備

	数値	備考
児童発達支援センター	2 か所	設置済

目標達成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> □ すでに設置している児童発達支援センターの機能を充実し、障害のある児童への重層的な地域支援体制の構築を図ります。 □ 保育所等訪問支援の実施する体制を強化し、障害児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。
------------	---

図表 51 児童発達支援における児童発達支援センターのイメージ



※厚生労働省資料

(2) 主に重症心身障害のある児童を支援する体制の整備

国の基本指針では、身近な地域で支援が受けられるよう、平成32年度末までに主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本としています。

本市はこれらの基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 52 主に重症心身障害のある児童を支援する体制の整備

	数値	備考
主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1か所	平成32年度末まで
目標達成に向けた取組	□ 市内1か所の整備を目指し、重症心身障害にある児童やその家族が安心して地域で暮らせる環境づくりを進めます。	

(3) 医療的ケアが必要な児童のための関係機関の連携

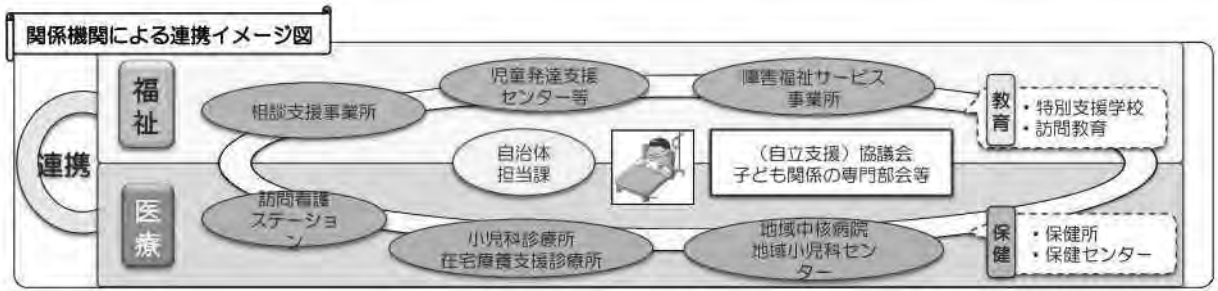
国の基本指針では、平成30年度末までに保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市はこれらの基準に従って、次のとおり成果目標を設定します。

図表 53 医療的ケアが必要な児童のための関係機関の連携

	数値	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	1か所	平成30年度末まで
目標達成に向けた取組	□ 医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備を図ります。	

図表 54 医療的ケアが必要な児童のための関係機関の連携イメージ



※厚生労働省資料

2 サービス等の見込み量

(1) 児童発達支援など

① サービスの種別と内容

障害のある児童を支援する障害児通所支援や障害児相談支援を行います。

図表 55 児童発達支援等の内容

サービス種別	実施内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通い、児童発達支援及び治療を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）を配置します。

②各年度のサービス見込み量とその確保のための方策

これまでの利用実績及び平成 29 年度の見込みをもとに、利用者数の推移を踏まえて、第 1 期の見込み量を設定しました。

図表 56 児童発達支援等の見込み量

サービス種別		第 4 期障害福祉計画実績			第 1 期障害児福祉計画見込み量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	(人日/月)	2,462	2,635	2,700	2,740	2,780	2,820
	(実利用者数/月)	283	314	325	330	335	340
医療型 児童発達支援	(人日/月)	20	27	28	30	30	30
	(実利用者数/月)	6	4	5	5	5	5
放課後等 デイサービス	(人日/月)	1,195	1,756	2,388	2,400	2,450	2,500
	(実利用者数/月)	125	277	349	350	352	355
保育所等 訪問支援	(人日/月)	6	2	3	5	6	7
	(実利用者数/月)	6	2	3	5	6	7
居宅訪問型 児童発達支援	(人日/月)	—	—	0	10	10	10
	(実利用者数/月)	—	—	0	5	5	5
障害児相談支援	(実利用者数/月)	77	89	93	95	100	105
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター	(配置人数)	—	—	—	1	1	1

※平成 29 年度は見込み値

見込み量確保の方策	<input type="checkbox"/> 児童の発達状況等にあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業所情報の提供を行います。 <input type="checkbox"/> 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 尾道市地域自立支援協議会の児童部会等を通じて、通所支援等の利用待機解消に向けた協議を行います。
-----------	---

(2) 子ども・子育て支援など

① サービスの種別と内容

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別を行います。

図表 57 子ども・子育て支援等の内容

サービス種別	実施内容
保育所における障害のある児童の利用	保育所において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
認定こども園における障害のある児童の利用	認定こども園において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の利用	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障害のある児童に対して利用を支援します。

② 各年度のサービス見込み量とその確保のための方策

各年度のサービス見込み量は、尾道市地域自立支援協議会における関係者の意見等を踏まえるとともに、関係機関との連携のもと障害のある児童を支援する子ども・子育て支援を進めます。

図表 58 子ども・子育て支援等の見込み量

サービス種別		第4期障害福祉計画実績			第1期障害児福祉計画見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育所	(実利用者数/月)	—	—	72	74	76	78
認定こども園	(実利用者数/月)	—	—	48	49	50	51
放課後児童健全育成事業	(実利用者数/月)	—	—	73	77	82	87

※平成29年度は見込み値

資料

計画策定組織

1 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会

(1) 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者保健福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な調査、研究及び審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 障害福祉サービス事業所の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 市民の代表者
- (8) 関係行政機関の代表者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、計画を策定したときをもって委嘱又は任命を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の任務を補佐するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、福祉保健部長及び庁内の関係する部署の課長をもって構成する。

(会長等)

第8条 幹事会に会長を置き、福祉保健部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、社会福祉課長がその職務を代行する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、幹事会の会議において必要があると認められるときは、第三者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

〔資料〕

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

選出区分	所 属	氏 名
学識経験者	尾道市立大学	高間 沙織
医療機関代表者	尾道市医師会	宮野 良隆
医療機関代表者	因島医師会	岡崎 純二
社会福祉施設代表者	(社福)尾道さつき会	今川 陽平
社会福祉施設代表者	(社福)若葉	宮地 毅
社会福祉施設代表者	(社福)あづみの森	平尾 俊冶
社会福祉施設代表者	(社福)尾道のぞみ会	高垣 吉伸
社会福祉施設代表者	(社福)若菜	大西 忍
社会福祉施設代表者	(社福)萌え木の里	三宅 春美
社会福祉施設代表者	(NPO 法人)ローズマリーしまなみ瀬戸田夢工房	柏原 秀清
身体障害者団体代表者	尾道市身体障害者福祉連合会	瀧尾 洋和
知的障害者団体代表者	尾道市手をつなぐ連合育成会	副島 宏克
精神障害者団体代表者	(NPO 法人)尾道こころネットよつば会	谷口 憲秋
ボランティア団体代表者	尾道市ボランティア連絡協議会	熊谷 隆次
社会福祉事業関係代表者	(社福)尾道市社会福祉協議会	◎加納 彰
民生委員児童委員代表者	尾道市連合民生委員児童委員協議会	○村上 陽子
公募市民		砂田 達成
公募市民		村上 洋治
教育関係代表	広島県尾道特別支援学校	沖田 浩二
教育関係代表	尾道市教育委員会	杉原 妙子
国職員	尾道公共職業安定所	上野 秀樹
広島県職員	広島県東部厚生環境事務所 保健所	小池 英樹
市職員	副市長	澤田 昌文

(敬称略)

◎委員長、○副委員長

2 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会

(1) 尾道市地域自立支援協議会設置要綱

尾道市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市相談支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定。以下「事業要綱」という。）第6条に規定する地域自立支援協議会に関し事業要綱に定めるほか必要な事項について定めるものである。

(組織)

第2条 尾道市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の委員は、別に定める関係機関の代表者、職員等のうちから、市長が委嘱又は任命する。

2 協議会に会長を置き、社会福祉課長をもってこれに充てる。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

4 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催する。

(1) 全体会議

(2) 地域生活支援定例会議

(3) 専門部会

(4) 障害者地域ケア会議

5 協議会が特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会設置後最初に到来する任期満了日は、平成20年3月31日とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

2 専門部会及び障害者地域ケア会議の庶務の全部又は一部は事業要綱第3条第2項に規定する受託者において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 尾道市障害者サービス調整会議設置要綱（平成 17 年 2 月 1 日制定）は廃止する。

(2) 福祉計画部会員名簿

法人名	事業所名	氏名
(社福)尾道さつき会	むかいしま作業所	大月 多恵
(社福)尾道さつき会	尾道サンホーム	畑橋 亮二
(社福)尾道さつき会	あいあい	小川 恵美
(社福)若葉	サポートセンターじゃんぱ	本部 真希
(社福)若葉	因島であいの家	亀田 和久
(社福)尾道のぞみ会	瑠璃の屋形	西川 浩司
(社福)若葉	あやめの里	大田 麻衣子
(社福)あづみの森	あづみ園	真鍋 義文
(社福)あづみの森	障害者生活支援センターあおぎり	柏原 英彦
(社福)萌え木の里	ワークアップ	三宅 篤
(社福)尾道市社会福祉協議会	地域福祉課	槇 麻美
(社福)尾道さつき会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	下垣内 多喜子
(社福)尾道のぞみ会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	桃谷 栄二郎
尾道市	社会福祉課長	林原 雅彦

計画策定の経過

平成 29 年	
6月 23日	第1回 尾道市地域自立支援協議会 福祉計画部会の開催 計画策定進捗状況の報告 アンケート調査の内容について 計画策定スケジュール
7月	尾道市障害福祉に関するアンケート調査の実施 市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
8月	尾道市障害福祉に関するアンケート調査の集計、課題の検討
10月 3日	第2回 尾道市地域自立支援協議会 福祉計画部会の開催 アンケート調査結果の報告 第4期障害福祉計画の進捗状況、今後の障害福祉サービス等の見込み量について 発達障害のある人や児童への支援について
11月 2日	第1回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会の開催 委員長及び副委員長の選出 障害者施策に関する国の動向 アンケート調査結果の報告 障害福祉サービス等の実績 各計画の構成案 計画策定スケジュール
11月 24日	尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会 幹事会の開催
11月	障害福祉サービス提供事業所アンケート調査の実施
12月	当事者団体ヒアリング調査の実施
12月 25日	第3回 尾道市地域自立支援協議会 福祉計画部会の開催 計画策定進捗状況の報告 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の素案について 事業所アンケート調査、当事者団体ヒアリング調査のまとめ

〔資料〕

平成 30 年	
1 月 25 日	第 2 回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会 第 4 次障害者保健福祉計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害 児福祉計画の素案について
2 月 1 日 、 3 月 2 日	パブリックコメントの実施
3 月 22 日	第 3 回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会 第 4 次障害者保健福祉計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害 児福祉計画の素案について

アンケート調査結果の概要

1 調査実施の概要

本調査は、平成 30 年度を初年度とする「尾道市第 4 次障害者保健福祉計画、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画（計画期間：平成 30～32 年度）」策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。

市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人から 2,300 人を無作為に抽出して調査票を郵送し、1,248 人（有効票数：回収率 54.3%）から回答をいただきました。

2 主な調査結果

(1) 所持している手帳、受けている診断名など

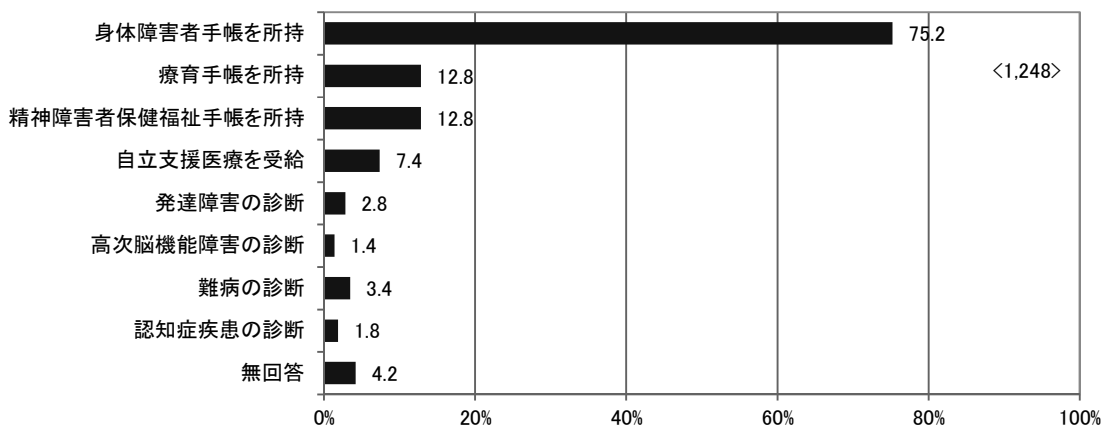
問 5 所持している手帳または受けている診断名等についてお答えください。（〇はいくつでも）

「身体障害者手帳を所持」が 75.2% を占め最も高く、次いで「療育手帳を所持」（12.8%）、「精神障害者保健福祉手帳を所持」（12.8%）、「自立支援医療を受給」（7.4%）、「難病の診断」（3.4%）、「発達障害の診断」（2.8%）と続いています。

年齢別では、65 歳以上の「身体障害者手帳を所持」は 90.2% となっており、一方 29 歳以下の「療育手帳を所持」は 70% を超えています。

手帳別・診断別では、自立支援医療受給の「精神障害者保健福祉手帳を所持」は 80.4%、発達障害の「療育手帳を所持」、「精神障害者保健福祉手帳を所持」は 50% 前後となっています。難病では「身体障害者手帳を所持」が 86.0% と高くなっています。

図表 59 所持している手帳、受けている診断名など（全体）



〔資料〕

図表 60 所持している手帳、受けている診断名など（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
身体障害者手帳を所持	75.2	29.4	23.3	43.8	66.1	90.2	75.4	62.7	76.3	82.8	75.9
療育手帳を所持	12.8	70.6	72.6	30.7	14.7	2.3	13.2	14.9	9.3	10.0	11.1
精神障害者保健福祉手帳を所持	12.8	17.6	24.7	37.3	24.9	4.2	12.6	11.9	17.5	10.9	17.6
自立支援医療を受給	7.4	5.9	15.1	20.9	15.8	2.1	8.0	6.0	9.3	7.2	4.6
発達障害の診断	2.8	41.2	23.3	3.9	1.7	0.1	3.0	0.0	7.2	1.8	1.9
高次脳機能障害の診断	1.4	0.0	1.4	1.3	1.1	1.5	1.3	1.5	0.0	1.8	0.9
難病の診断	3.4	5.9	1.4	3.3	5.6	3.0	3.7	6.0	5.2	3.2	0.9
認知症疾患の診断	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	1.9	0.0	5.2	1.4	0.0
無回答	4.2	0.0	2.7	1.3	0.6	4.8	3.1	17.9	1.0	0.9	3.7

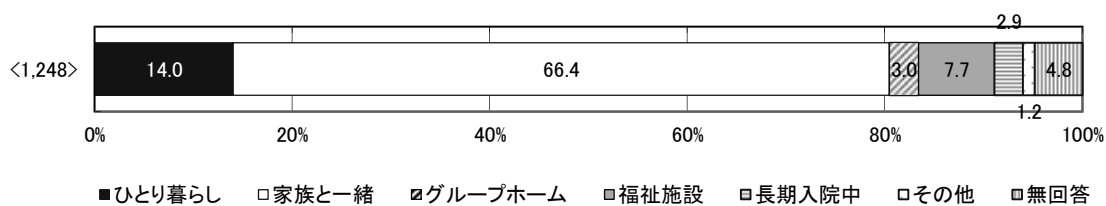
	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
身体障害者手帳を所持	100.0	27.5	10.6	23.9	11.4	76.5	86.0	78.9
療育手帳を所持	4.7	100.0	5.6	12.0	54.3	0.0	9.3	0.0
精神障害者保健福祉手帳を所持	1.8	5.6	100.0	80.4	48.6	23.5	14.0	17.4
自立支援医療を受給	2.3	6.9	46.3	100.0	34.3	11.8	18.6	8.7
発達障害の診断	0.4	11.9	10.6	13.0	100.0	5.9	9.3	0.0
高次脳機能障害の診断	1.4	0.0	2.5	2.2	2.9	100.0	2.3	8.7
難病の診断	3.9	2.5	3.8	8.7	11.4	5.9	100.0	8.7
認知症疾患の診断	1.8	0.0	2.5	2.2	0.0	11.8	4.7	100.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(2) 現在の暮らし方

問 4 現在どのように暮らしていますか。(○は1つ)

「家族と一緒に」が 66.4%と最も高く、次いで「ひとり暮らし」(14.0%)、「福祉施設」(7.7%)、「グループホーム」(3.0%)と続いています。

図表 61 現在の暮らし方（全体）



図表 62 現在の暮らし方（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
ひとり暮らし	14.0	0.0	2.7	6.5	17.5	15.9	14.9	10.4	7.2	18.1	9.3
家族と一緒に	66.4	94.1	86.3	74.5	61.0	64.9	68.6	58.2	72.2	67.9	78.7
グループホーム	3.0	0.0	8.2	7.8	2.8	1.8	3.3	1.5	3.1	2.3	0.9
福祉施設	7.7	0.0	1.4	3.9	10.7	8.4	4.5	22.4	8.2	5.9	7.4
長期入院中	2.9	0.0	0.0	2.0	6.2	2.8	3.9	1.5	2.1	1.8	2.8
その他	1.2	5.9	0.0	0.7	0.0	1.6	1.0	4.5	0.0	0.9	0.0
無回答	4.8	0.0	1.4	4.6	1.7	4.5	3.9	1.5	7.2	3.2	0.9

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
ひとり暮らし	14.0	3.1	20.6	20.7	2.9	0.0	14.0	0.0
家族と一緒に	70.4	66.3	58.1	65.2	88.6	76.5	74.4	39.1
グループホーム	1.0	14.4	4.4	5.4	0.0	0.0	0.0	8.7
福祉施設	6.8	10.6	5.0	2.2	2.9	11.8	4.7	30.4
長期入院中	2.9	1.3	6.9	2.2	2.9	5.9	4.7	13.0
その他	1.1	0.6	0.6	1.1	0.0	5.9	0.0	0.0
無回答	3.9	3.8	4.4	3.3	2.9	0.0	2.3	8.7

(3) 主に介助してくれる家族の年齢

問9 介助してくれる人は主に誰ですか。(〇はいくつでも)

(1)あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている人の年齢、性別、健康状態をお答えください。

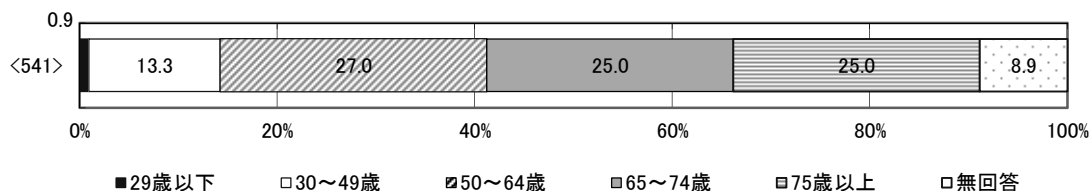
※問8で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた人 かつ

※問9で「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」のいずれかに答えた人

介護者の年齢は「50～64歳」が27.0%と最も高く、次いで「65～74歳」(25.0%)、「75歳以上」(25.0%)、「30～49歳」(13.3%)、「29歳以下」(0.9%)と続いています。

年齢別（調査対象者）では、65歳以上の「65～74歳」、「75歳以上」は30%前後となっています。

図表 63 主に介助してくれる家族の年齢（全体）



[資料]

図表 64 主に介助してくれる家族の年齢（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	541	15	50	65	51	349	299	26	44	100	45
29歳以下	0.9	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	1.0	0.0
30～49歳	13.3	100.0	28.0	20.0	9.8	7.2	13.7	15.4	11.4	15.0	11.1
50～64歳	27.0	0.0	60.0	26.2	39.2	22.3	30.4	30.8	34.1	17.0	26.7
65～74歳	25.0	0.0	2.0	26.2	21.6	29.5	24.1	15.4	18.2	33.0	20.0
75歳以上	25.0	0.0	0.0	4.6	19.6	33.5	22.4	30.8	25.0	24.0	31.1
無回答	8.9	0.0	10.0	15.4	9.8	7.4	8.0	7.7	11.4	10.0	11.1

	手帳別・診断別							
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援 医療受給	発達障害	高次脳機能 障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	410	93	64	33	27	14	29	12
29歳以下	1.0	0.0	1.6	3.0	0.0	0.0	3.4	0.0
30～49歳	10.5	24.7	28.1	33.3	55.6	21.4	17.2	0.0
50～64歳	26.1	33.3	28.1	24.2	29.6	42.9	27.6	25.0
65～74歳	26.3	18.3	20.3	24.2	7.4	28.6	27.6	41.7
75歳以上	28.5	7.5	12.5	12.1	3.7	7.1	20.7	25.0
無回答	7.6	16.1	9.4	3.0	3.7	0.0	3.4	8.3

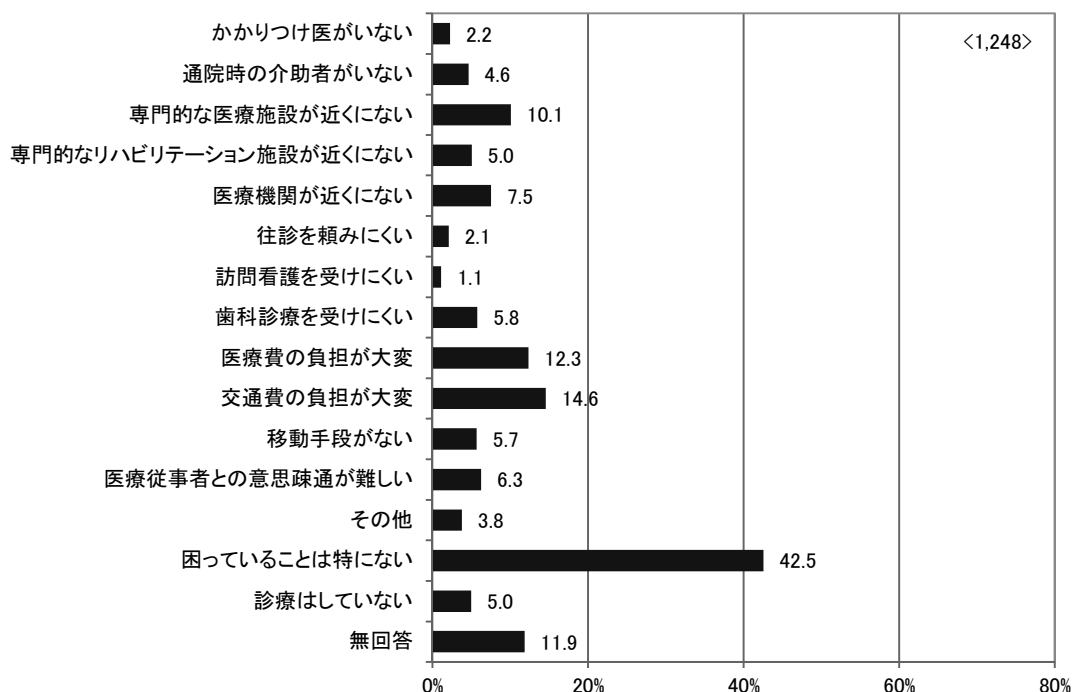
(4) 診療等の際に困っていること

問 11 診療等の際にどのようなことで困っていますか。(○は主なもの3つまで)

「困っていることは特にない」が 42.5%と最も高く、次いで「交通費の負担が大変」(14.6%)、「医療費の負担が大変」(12.3%)、「専門的な医療施設が近くにない」(10.1%)、「医療機関が近くにない」(7.5%)と続いています。

手帳別・診断別では、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給では「医療費の負担が大変」、「交通費の負担が大変」は 30%前後、発達障害の「専門的な医療施設が近くにない」は 20.0%となっています。

図表 65 診療等の際に困っていること（全体）



〔資料〕

図表 66 診療等の際に困っていること（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
かかりつけ医がない	2.2	11.8	8.2	6.5	0.6	1.0	2.5	3.0	2.1	1.4	0.9
通院時の介助者がいない	4.6	0.0	2.7	5.2	2.3	5.4	5.1	10.4	4.1	3.2	2.8
専門的な医療施設が近くにない	10.1	17.6	12.3	15.0	14.1	8.1	8.0	4.5	11.3	14.9	15.7
専門的なリハビリテーション施設が近くにない	5.0	5.9	9.6	5.9	4.5	4.8	5.2	3.0	4.1	5.9	5.6
医療機関が近くにない	7.5	17.6	13.7	14.4	9.0	5.2	6.1	3.0	5.2	12.2	13.9
往診を頼みにくい	2.1	5.9	1.4	2.0	2.8	2.0	2.2	4.5	1.0	2.7	0.0
訪問看護を受けにくい	1.1	5.9	0.0	0.7	1.1	1.3	1.0	1.5	1.0	1.4	1.9
歯科診療を受けにくい	5.8	29.4	9.6	2.6	4.5	5.9	7.3	1.5	8.2	4.1	2.8
医療費の負担が大変	12.3	5.9	12.3	17.0	17.5	10.5	11.9	9.0	14.4	13.6	12.0
交通費の負担が大変	14.6	23.5	9.6	21.6	15.8	13.2	10.7	13.4	16.5	23.1	23.1
移動手段がない	5.7	0.0	6.8	6.5	5.1	5.9	5.5	17.9	5.2	3.6	5.6
医療従事者との意思疎通が難しい	6.3	35.3	13.7	6.5	6.8	4.8	6.4	7.5	7.2	5.0	7.4
その他	3.8	11.8	6.8	0.7	1.7	4.4	4.2	3.0	2.1	4.1	1.9
困っていることは特にな	42.5	17.6	35.6	36.6	39.5	46.0	42.0	50.7	46.4	41.2	38.0
診療はしていない	5.0	11.8	12.3	8.5	5.1	3.0	5.2	6.0	5.2	4.1	4.6
無回答	11.9	0.0	8.2	7.8	11.3	12.9	12.9	6.0	10.3	10.9	10.2

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症患者
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
かかりつけ医がない	1.7	6.9	4.4	4.3	14.3	0.0	2.3	0.0
通院時の介助者がいない	4.9	2.5	3.8	5.4	5.7	0.0	4.7	0.0
専門的な医療施設が近くにない	9.9	10.0	15.0	17.4	20.0	23.5	14.0	4.3
専門的なリハビリテーション施設が近くにない	6.0	5.6	3.8	4.3	11.4	11.8	9.3	0.0
医療機関が近くにない	6.9	9.4	13.8	14.1	14.3	5.9	14.0	4.3
往診を頼みにくい	2.2	1.9	1.3	0.0	0.0	5.9	9.3	4.3
訪問看護を受けにくい	1.4	0.6	1.3	1.1	0.0	0.0	2.3	0.0
歯科診療を受けにくい	6.2	8.1	4.4	4.3	17.1	5.9	9.3	8.7
医療費の負担が大変	10.3	6.9	26.9	27.2	17.1	11.8	14.0	21.7
交通費の負担が大変	14.3	7.5	26.9	30.4	22.9	5.9	30.2	13.0
移動手段がない	5.2	5.0	6.3	4.3	2.9	5.9	11.6	4.3
医療従事者との意思疎通が難しい	4.3	18.1	11.3	8.7	25.7	5.9	7.0	17.4
その他	4.0	3.1	3.8	4.3	17.1	17.6	4.7	4.3
困っていることは特にな	43.5	32.5	36.3	35.9	25.7	29.4	30.2	34.8
診療はしていない	4.3	10.0	2.5	1.1	8.6	0.0	0.0	0.0
無回答	12.7	13.1	6.9	7.6	8.6	23.5	11.6	13.0

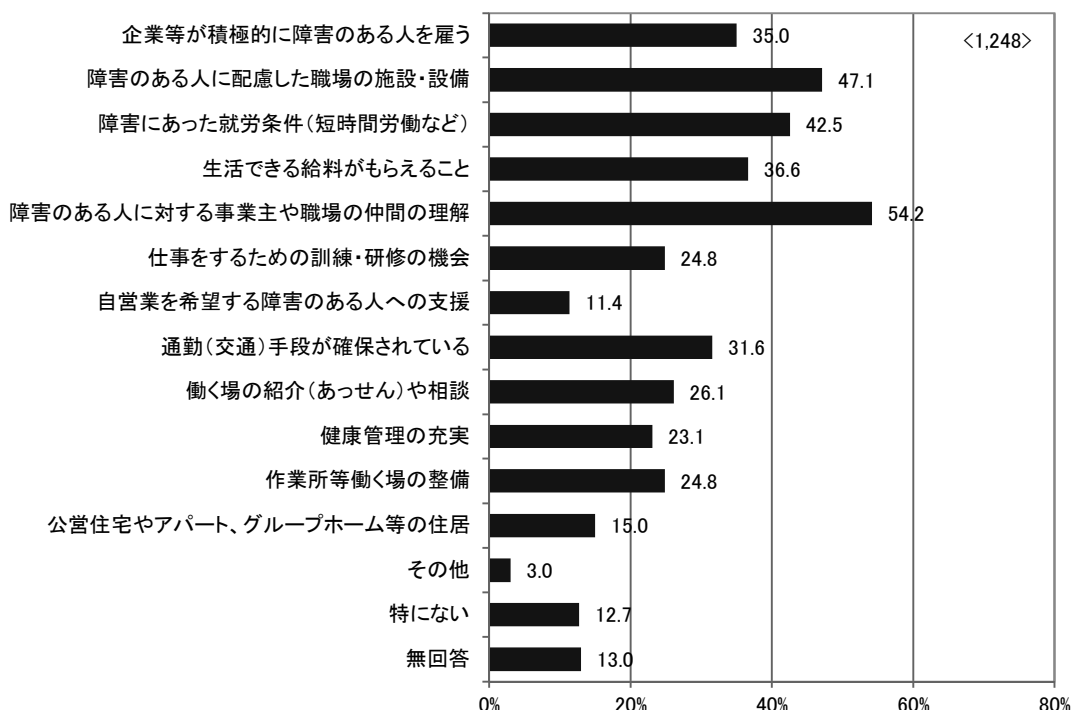
(5) 障害のある人が就労する際に重要と思うこと

問 14 障害のある人が働く際にはどのようなことが重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

「障害のある人に対する事業主や職場の仲間の理解」が 54.2%と最も高く、次いで「障害のある人に配慮した職場の施設・設備」(47.1%)、「障害者にあった就労条件(短時間労働など)」(42.5%)、「生活できる給料がもらえること」(36.6%)、「企業等が積極的に障害のある人を雇う」(35.0%)等が上位を占めています。

手帳別・診断別では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害の「障害のある人に配慮した職場の施設・設備」、「障害者にあった就労条件(短時間労働など)」、「生活できる給料がもらえること」は 50%以上となっています。発達障害では「通勤(交通)手段が確保されている」、「働く場の紹介(あっせん)や相談」が 50%を超えています。

図表 67 障害のある人が就労する際に重要と思うこと（全体）



図表 68 障害のある人が就労する際に重要と思うこと（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
企業等が積極的に障害のある人を雇う	35.0	58.8	47.9	47.1	40.7	30.6	36.5	34.3	36.1	35.3	26.9
障害のある人に配慮した職場の施設・設備	47.1	76.5	72.6	62.1	52.5	40.9	50.0	49.3	44.3	48.9	35.2
障害にあった就労条件(短時間労働など)	42.5	70.6	68.5	64.7	46.9	34.9	44.9	29.9	48.5	44.8	36.1
生活できる給料がもらえること	36.6	76.5	65.8	62.1	42.9	27.0	41.4	29.9	35.1	33.0	25.0
障害のある人に対する事業主や職場の仲間の理解	54.2	88.2	79.5	70.6	59.9	47.5	58.8	50.7	55.7	52.5	45.4
仕事をするための訓練・研修の機会	24.8	52.9	49.3	35.9	22.6	21.1	28.1	19.4	25.8	25.8	13.9
自営業を希望する障害のある人への支援	11.4	17.6	16.4	13.7	9.6	11.1	13.5	10.4	10.3	10.4	3.7
通勤(交通)手段が確保されている	31.6	58.8	63.0	42.5	32.8	26.6	35.4	28.4	34.0	28.5	20.4
働く場の紹介(あっせん)や相談	26.1	47.1	49.3	39.9	28.2	21.2	28.6	23.9	25.8	26.2	16.7
健康管理の充実	23.1	52.9	37.0	32.0	22.0	19.8	25.7	25.4	22.7	19.9	14.8
作業所等働く場の整備	24.8	41.2	39.7	35.9	27.7	20.8	27.1	28.4	27.8	19.9	20.4
公営住宅やアパート、グループホーム等の住居	15.0	58.8	27.4	22.2	16.9	11.5	17.9	10.4	16.5	13.1	8.3
その他	3.0	0.0	5.5	3.3	3.4	2.8	2.8	1.5	1.0	3.2	4.6
特にない	12.7	0.0	0.0	5.2	11.9	15.8	10.6	19.4	10.3	13.1	22.2
無回答	13.0	0.0	1.4	3.3	4.0	17.4	11.5	11.9	8.2	13.1	17.6

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症患者
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
企業等が積極的に障害のある人を雇う	33.2	40.0	43.1	39.1	37.1	35.3	44.2	30.4
障害のある人に配慮した職場の施設・設備	45.8	60.6	54.4	53.3	77.1	70.6	62.8	47.8
障害にあった就労条件(短時間労働など)	39.2	54.4	60.6	62.0	71.4	47.1	41.9	30.4
生活できる給料がもらえること	32.7	51.3	54.4	69.6	65.7	29.4	44.2	34.8
障害のある人に対する事業主や職場の仲間の理解	50.9	68.1	65.6	64.1	94.3	82.4	62.8	60.9
仕事をするための訓練・研修の機会	22.2	40.0	33.8	34.8	48.6	29.4	25.6	26.1
自営業を希望する障害のある人への支援	11.4	9.4	15.0	14.1	14.3	11.8	16.3	17.4
通勤(交通)手段が確保されている	29.2	46.9	40.6	46.7	68.6	47.1	34.9	26.1
働く場の紹介(あっせん)や相談	23.4	32.5	41.9	44.6	57.1	35.3	39.5	26.1
健康管理の充実	21.9	31.9	28.1	30.4	34.3	17.6	34.9	17.4
作業所等働く場の整備	22.0	40.6	31.9	34.8	37.1	23.5	32.6	30.4
公営住宅やアパート、グループホーム等の住居	13.3	27.5	19.4	22.8	31.4	17.6	14.0	17.4
その他	2.7	1.3	6.3	3.3	5.7	5.9	9.3	4.3
特にない	14.3	5.6	10.0	8.7	0.0	0.0	9.3	4.3
無回答	14.1	5.6	5.6	3.3	2.9	17.6	9.3	13.0

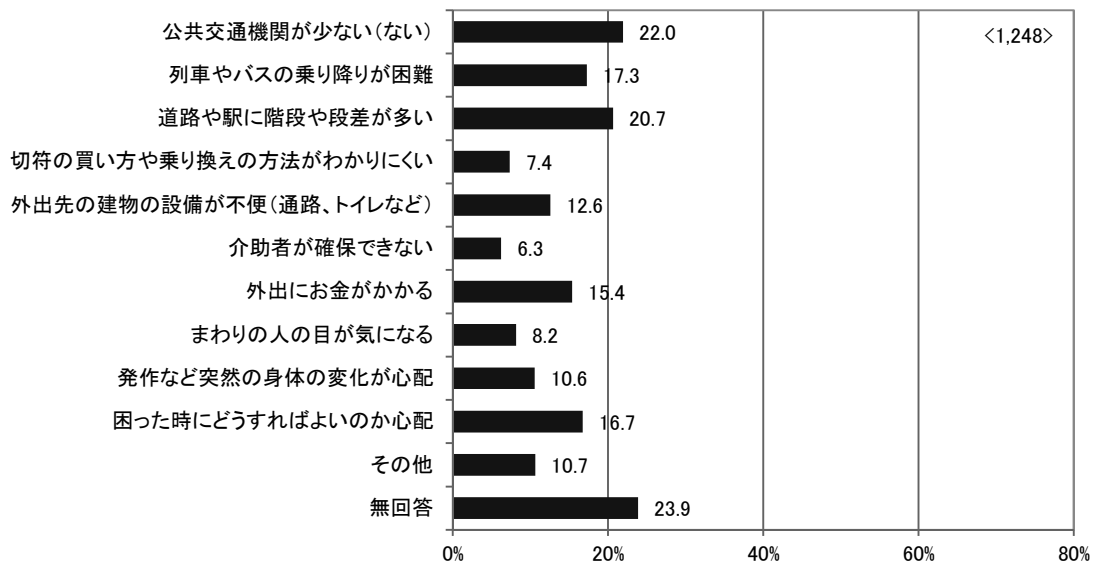
(6) 外出する際に困ること

問 17 外出の際に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「公共交通機関が少ない(ない)」が22.0%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」(20.7%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(17.3%)、「困った時にどうすればよいのか心配」(16.7%)、「外出にお金がかかる」(15.4%)と続いています。

手帳別・診断別では、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害の「外出にお金がかかる」、「まわりの人の目が気になる」、「困った時にどうすればよいのか心配」等が高くなっています。難病では「道路や駅に階段や段差が多い」も37.2%と高くなっています。

図表 69 外出する際に困ること（全体）



図表 70 外出する際に困ること（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
公共交通機関が少ない(ない)	22.0	5.9	30.1	26.1	24.3	20.2	21.4	22.4	19.6	19.5	34.3
列車やバスの乗り降りが困難	17.3	5.9	12.3	11.8	16.4	19.9	17.7	16.4	10.3	19.5	17.6
道路や駅に階段や段差が多い	20.7	17.6	13.7	15.7	22.6	22.6	23.5	16.4	13.4	21.3	12.0
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	7.4	17.6	21.9	7.2	7.9	6.1	7.4	10.4	8.2	5.9	5.6
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレなど)	12.6	23.5	12.3	8.5	14.1	13.2	13.1	11.9	9.3	14.0	7.4
介助者が確保できない	6.3	23.5	17.8	6.5	5.6	5.0	6.1	17.9	5.2	4.1	5.6
外出にお金がかかる	15.4	11.8	19.2	27.5	19.8	11.9	14.9	10.4	17.5	16.7	16.7
まわりの人の目が気になる	8.2	23.5	23.3	22.9	7.9	3.8	7.9	4.5	9.3	8.6	9.3
発作など突然の身体の変化が心配	10.6	17.6	6.8	14.4	10.7	9.8	10.1	16.4	11.3	11.3	6.5
困った時にどうすればよいのか心配	16.7	47.1	39.7	22.2	14.7	13.5	16.1	23.9	20.6	15.8	12.0
その他	10.7	11.8	8.2	8.5	14.7	10.7	10.6	11.9	13.4	10.9	7.4
無回答	23.9	5.9	9.6	19.0	18.1	27.2	23.1	23.9	22.7	24.4	25.0

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
公共交通機関が少ない(ない)	20.7	27.5	27.5	29.3	28.6	11.8	30.2	4.3
列車やバスの乗り降りが困難	20.0	15.6	8.1	6.5	8.6	47.1	25.6	17.4
道路や駅に階段や段差が多い	25.1	13.8	5.6	8.7	5.7	35.3	37.2	17.4
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	6.1	18.8	5.6	7.6	14.3	0.0	11.6	4.3
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレなど)	14.9	13.1	2.5	3.3	5.7	23.5	23.3	8.7
介助者が確保できない	5.0	15.0	3.8	3.3	22.9	11.8	7.0	4.3
外出にお金がかかる	13.7	19.4	28.8	34.8	28.6	17.6	16.3	4.3
まわりの人の目が気になる	5.0	15.0	25.0	22.8	31.4	5.9	0.0	4.3
発作など突然の身体の変化が心配	9.9	11.9	13.8	15.2	20.0	5.9	11.6	8.7
困った時にどうすればよいのか心配	12.9	26.9	30.6	30.4	51.4	11.8	23.3	13.0
その他	11.1	6.9	9.4	10.9	11.4	17.6	11.6	13.0
無回答	24.9	16.3	15.0	12.0	11.4	23.5	14.0	47.8

(7) 障害福祉サービス等で今後利用したいもの、引き続き利用したいもの

問 18 あなたは次の障害福祉サービスを利用していますか。また、今後、利用したいと思いますか。(〇はいくつでも)

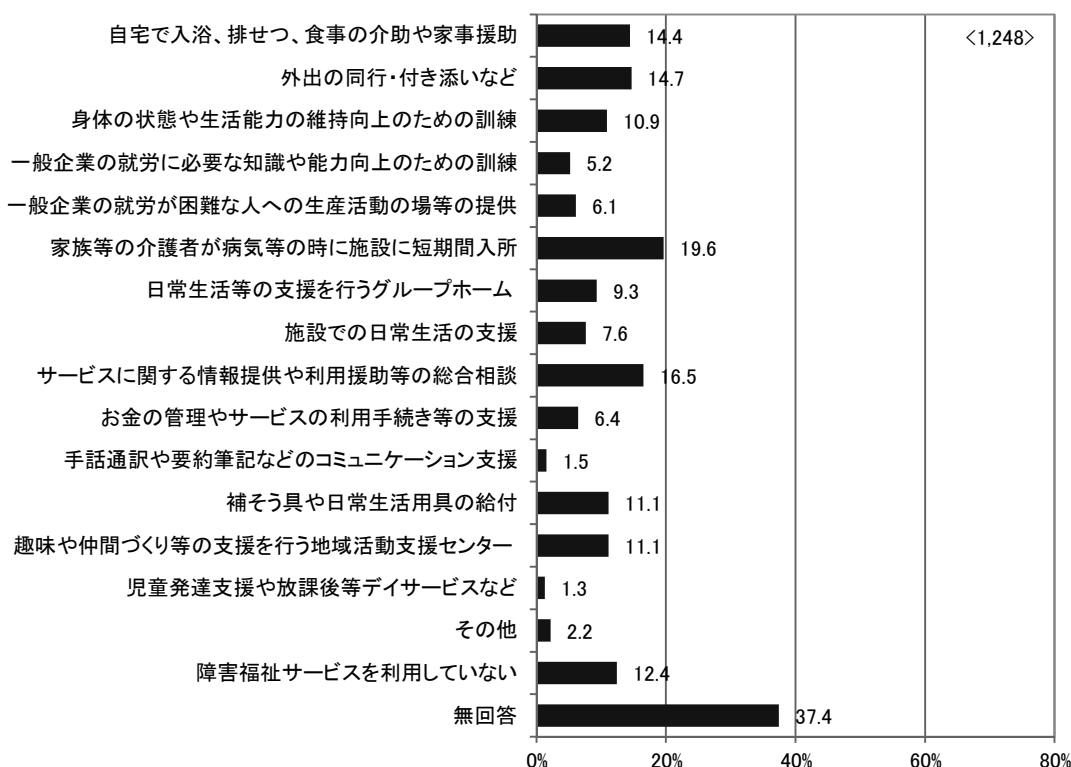
②今後利用したいもの・引き続き利用したいもの

無回答以外では、「家族等の介護者が病気等の時に施設に短期間入所」が 19.6%と最も高く、次いで「サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談」(16.5%)、「外出の同行・付き添いなど」(14.7%)、「自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助」(14.4%)と続いています。

年齢別では、12～29歳の「外出の同行・付き添いなど」、「サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談」は30%を超えています。

手帳別・診断別では、発達障害の「外出の同行・付き添いなど」、「家族等の介護者が病気等の時に施設に短期間入所」、「サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談」は40%を超えています。難病では「家族等の介護者が病気等の時に施設に短期間入所」、「補そう具や日常生活用具の給付」が30%以上と高くなっています。

図表 71 障害福祉サービス等で今後利用したいもの、引き続き利用したいもの（全体）



図表 72 障害福祉サービス等で今後利用したいもの、引き続き利用したいもの（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助	14.4	17.6	12.3	7.8	11.3	16.6	16.5	19.4	9.3	14.9	4.6
外出の同行・付き添いなど	14.7	70.6	37.0	19.0	8.5	12.6	16.4	22.4	10.3	12.7	9.3
身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練	10.9	41.2	19.2	13.7	8.5	9.5	12.4	11.9	6.2	10.4	6.5
一般企業の就労に必要な知識や能力向上のための訓練	5.2	23.5	17.8	15.7	7.3	1.3	5.8	6.0	4.1	5.0	2.8
一般企業の就労が困難な人への生産活動の場等の提供	6.1	41.2	24.7	20.3	6.8	1.0	6.1	7.5	8.2	5.4	6.5
家族等の介護者が病気等の時に施設に短期間入所	19.6	64.7	28.8	20.9	10.2	19.9	21.9	11.9	22.7	18.6	11.1
日常生活等の支援を行うグループホーム	9.3	41.2	27.4	18.3	8.5	5.5	10.0	11.9	9.3	8.6	5.6
施設での日常生活の支援	7.6	23.5	11.0	12.4	6.2	6.7	7.4	9.0	6.2	9.0	6.5
サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談	16.5	47.1	43.8	23.5	17.5	12.1	18.6	11.9	16.5	17.6	8.3
お金の管理やサービスの利用手続き等の支援	6.4	47.1	23.3	14.4	9.6	1.6	6.0	10.4	9.3	4.1	6.5
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1.5	23.5	0.0	2.0	1.7	1.0	1.8	1.5	1.0	0.5	0.0
補そう具や日常生活用具の給付	11.1	23.5	11.0	12.4	14.1	10.5	13.1	10.4	11.3	8.1	10.2
趣味や仲間づくり等の支援を行う地域活動支援センター	11.1	29.4	24.7	20.3	10.7	8.1	11.3	7.5	12.4	11.8	13.0
児童発達支援や放課後等デイサービスなど	1.3	35.3	5.5	1.3	1.1	0.3	1.5	1.5	3.1	0.0	0.0
その他	2.2	0.0	1.4	2.0	3.4	2.0	1.5	1.5	1.0	3.2	3.7
障害福祉サービスを利用していない	12.4	0.0	6.8	15.7	15.8	12.1	10.7	29.9	15.5	14.5	10.2
無回答	37.4	5.9	21.9	22.2	37.9	41.6	36.6	26.9	30.9	37.1	45.4

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
自宅で入浴、排せつ、食事の介助や家事援助	15.8	10.0	10.0	9.8	8.6	23.5	27.9	34.8
外出の同行・付き添いなど	13.4	32.5	12.5	14.1	45.7	23.5	20.9	8.7
身体の状態や生活能力の維持向上のための訓練	10.1	14.4	12.5	10.9	20.0	41.2	18.6	21.7
一般企業の就労に必要な知識や能力向上のための訓練	3.2	7.5	15.6	13.0	17.1	0.0	9.3	0.0
一般企業の就労が困難な人への生産活動の場等の提供	3.1	16.3	16.9	14.1	34.3	0.0	7.0	0.0
家族等の介護者が病気等の時に施設に短期間入所	20.2	31.9	11.9	10.9	40.0	41.2	34.9	43.5
日常生活等の支援を行うグループホーム	6.8	25.0	15.6	16.3	31.4	5.9	11.6	4.3
施設での日常生活の支援	7.3	10.6	9.4	9.8	14.3	23.5	16.3	13.0
サービスに関する情報提供や利用援助等の総合相談	14.1	26.9	24.4	22.8	40.0	35.3	16.3	13.0
お金の管理やサービスの利用手続き等の支援	3.2	21.9	13.8	13.0	25.7	0.0	9.3	0.0
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1.4	3.8	1.3	1.1	8.6	0.0	9.3	0.0
補そう具や日常生活用具の給付	13.7	8.1	4.4	7.6	11.4	5.9	37.2	8.7
趣味や仲間づくり等の支援を行う地域活動支援センター	9.9	15.6	20.0	17.4	20.0	5.9	14.0	4.3
児童発達支援や放課後等デイサービスなど	0.6	6.9	1.3	2.2	11.4	0.0	9.3	0.0
その他	1.9	1.9	5.0	6.5	2.9	5.9	4.7	4.3
障害福祉サービスを利用していない	12.4	8.1	11.9	12.0	8.6	5.9	14.0	8.7
無回答	38.7	33.8	32.5	30.4	17.1	17.6	20.9	26.1

(8) 障害福祉サービスについて不満に思うこと

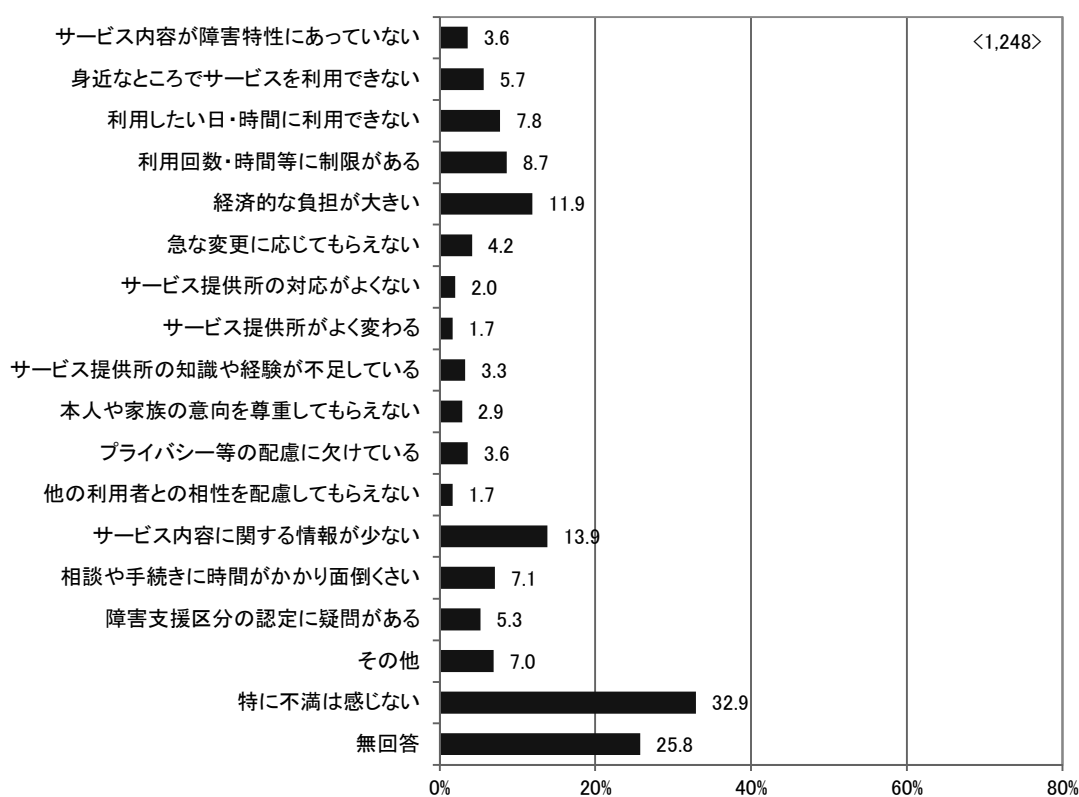
問 20 障害福祉サービスについて不満に思うことがありますか。(〇はいくつでも)

「特に不満は感じない」が32.9%と最も高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」(13.9%)、「経済的な負担が大きい」(11.9%)と続いています。

年齢別では、12～29歳の「利用したい日・時間に利用できない」、「利用回数・時間等に制限がある」は30%を超えています。

手帳別・診断別では、発達障害は20%を超える項目が多くなっています。

図表 73 障害福祉サービスについて不満に思うこと (全体)



図表 74 障害福祉サービスについて不満に思うこと（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
サービス内容が障害特性にあっていない	3.6	0.0	1.4	4.6	5.6	3.4	3.9	4.5	1.0	2.3	6.5
身近なところでサービスを利用できない	5.7	17.6	19.2	7.2	5.6	3.9	5.1	6.0	5.2	7.2	8.3
利用したい日・時間に利用できない	7.8	35.3	31.5	11.1	7.3	4.8	9.5	9.0	7.2	5.4	5.6
利用回数・時間等に制限がある	8.7	23.5	30.1	10.5	5.6	7.1	11.0	7.5	9.3	5.4	5.6
経済的な負担が大きい	11.9	0.0	16.4	15.0	10.2	11.6	11.0	11.9	17.5	13.1	10.2
急な変更に応じてもらえない	4.2	41.2	13.7	6.5	4.0	2.3	5.8	6.0	1.0	1.4	4.6
サービス提供所の対応がよくない	2.0	0.0	4.1	2.6	2.8	1.6	1.9	1.5	2.1	2.3	1.9
サービス提供所がよく変わる	1.7	5.9	5.5	5.2	1.7	0.6	2.2	3.0	0.0	1.4	0.9
サービス提供所の知識や経験が不足している	3.3	5.9	8.2	3.3	4.5	2.5	4.5	3.0	1.0	1.4	1.9
本人や家族の意向を尊重してもらえない	2.9	0.0	4.1	5.2	4.0	2.1	3.3	1.5	3.1	1.8	2.8
プライバシー等の配慮に欠けている	3.6	0.0	1.4	5.2	4.5	3.2	3.9	4.5	2.1	3.2	1.9
他の利用者との相性を配慮してもらえない	1.7	0.0	4.1	5.2	2.3	0.8	2.1	1.5	2.1	0.9	0.9
サービス内容に関する情報が少ない	13.9	23.5	24.7	15.7	19.8	11.1	13.7	16.4	18.6	11.8	13.9
相談や手続きに時間がかかり面倒くさい	7.1	11.8	12.3	15.0	5.6	5.3	7.9	10.4	11.3	4.1	3.7
障害支援区分の認定に疑問がある	5.3	0.0	9.6	6.5	5.6	4.9	5.8	1.5	7.2	3.2	8.3
その他	7.0	0.0	5.5	5.2	8.5	7.3	7.4	6.0	6.2	6.3	9.3
特に不満は感じない	32.9	11.8	26.0	36.6	34.5	33.5	31.8	34.3	35.1	38.0	26.9
無回答	25.8	11.8	5.5	17.0	22.6	29.6	24.3	23.9	21.6	24.4	37.0

	手帳別・診断別							
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援 医療受給	発達障害	高次脳機能 障害	難病	認知症患者
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
サービス内容が障害特性にあっていない	3.9	4.4	1.9	2.2	2.9	11.8	7.0	0.0
身近なところでサービスを利用できない	5.0	11.3	8.1	6.5	8.6	29.4	9.3	0.0
利用したい日・時間に利用できない	6.4	22.5	9.4	12.0	22.9	11.8	9.3	4.3
利用回数・時間等に制限がある	8.4	19.4	6.3	7.6	25.7	17.6	14.0	0.0
経済的な負担が大きい	10.9	10.6	16.3	12.0	14.3	35.3	20.9	4.3
急な変更に応じてもらえない	3.1	12.5	5.0	7.6	22.9	5.9	9.3	4.3
サービス提供所の対応がよくない	1.9	3.1	1.9	4.3	2.9	5.9	4.7	0.0
サービス提供所がよく変わる	1.4	6.3	1.9	3.3	5.7	0.0	4.7	0.0
サービス提供所の知識や経験が不足している	3.2	6.3	3.8	7.6	11.4	11.8	9.3	0.0
本人や家族の意向を尊重してもらえない	2.7	4.4	5.6	6.5	2.9	5.9	9.3	0.0
プライバシー等の配慮に欠けている	3.1	3.1	6.9	9.8	8.6	11.8	7.0	0.0
他の利用者との相性を配慮してもらえない	1.0	3.1	5.6	7.6	8.6	5.9	7.0	0.0
サービス内容に関する情報が少ない	13.3	11.9	19.4	19.6	25.7	17.6	18.6	4.3
相談や手続きに時間がかかり面倒くさい	5.3	11.3	13.1	15.2	20.0	5.9	11.6	0.0
障害支援区分の認定に疑問がある	5.0	7.5	6.3	5.4	2.9	0.0	16.3	0.0
その他	7.6	3.8	5.0	5.4	0.0	5.9	7.0	17.4
特に不満は感じない	33.8	30.6	31.3	38.0	22.9	17.6	30.2	39.1
無回答	27.3	15.0	21.3	16.3	5.7	29.4	11.6	30.4

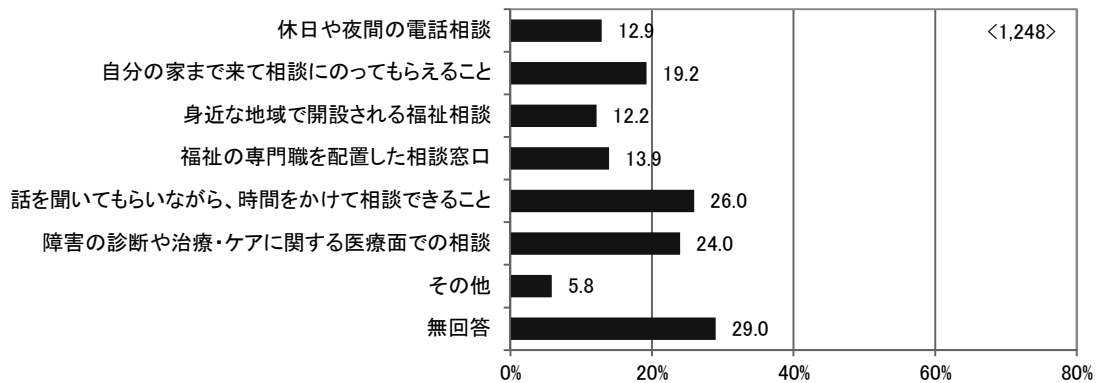
(9) 今後の相談支援体制に望むこと

問 23 今後の相談支援体制について、どのようなことを希望しますか。(〇はいくつでも)

無回答以外では、「話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること」が26.0%と最も高く、次いで「障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談」(24.0%)、「自分の家まで来て相談にのってもらえること」(19.2%)と続いています。

手帳別・診断別では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害の「話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること」は40%前後、発達障害、難病の「障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談」は40%以上となっています。

図表 75 今後の相談支援体制に望むこと (全体)



図表 76 今後の相談支援体制に望むこと (年齢別、居住地域別、等級別・診断別)

	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
休日や夜間の電話相談	12.9	5.9	13.7	17.6	17.5	11.0	13.5	23.9	10.3	11.8	7.4
自分の家まで来て相談にのってもらえること	19.2	11.8	11.0	18.3	21.5	19.9	20.4	25.4	14.4	17.6	15.7
身近な地域で開設される福祉相談	12.2	29.4	27.4	19.0	15.3	9.0	11.3	10.4	16.5	14.5	14.8
福祉の専門職を配置した相談窓口	13.9	58.8	31.5	21.6	20.9	8.7	14.3	17.9	18.6	9.5	13.9
話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること	26.0	35.3	42.5	41.2	27.7	21.4	27.7	35.8	24.7	22.6	17.6
障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談	24.0	41.2	32.9	30.7	26.0	21.4	25.1	25.4	26.8	24.0	18.5
その他	5.8	0.0	5.5	7.2	6.2	5.5	5.8	6.0	6.2	6.3	5.6
無回答	29.0	5.9	11.0	15.7	23.2	33.9	27.1	25.4	25.8	29.9	38.9

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症患者
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
休日や夜間の電話相談	11.6	11.3	20.6	19.6	17.1	0.0	16.3	4.3
自分の家まで来て相談にのってもらえること	19.5	15.0	20.6	26.1	20.0	23.5	27.9	4.3
身近な地域で開設される福祉相談	10.6	19.4	17.5	18.5	22.9	17.6	23.3	4.3
福祉の専門職を配置した相談窓口	11.9	27.5	23.1	20.7	34.3	17.6	20.9	26.1
話を聞いてもらいながら、時間をかけて相談できること	21.1	38.8	42.5	43.5	40.0	23.5	32.6	13.0
障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談	23.6	22.5	33.8	30.4	42.9	41.2	44.2	26.1
その他	5.8	2.5	7.5	10.9	2.9	5.9	4.7	4.3
無回答	31.5	21.3	14.4	15.2	14.3	29.4	11.6	34.8

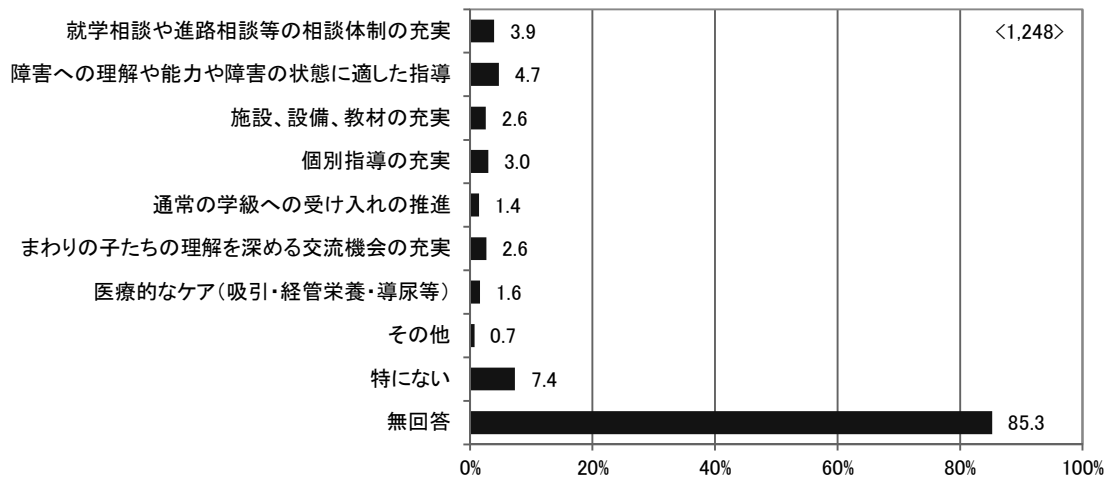
(10) 保育や教育について望むこと

問 27 保育や教育について望むことはどんなことですか。(〇はいくつでも)

※現在、幼稚園や保育所、障害児通所施設、学校等に通っている人

発達障害では「障害への理解や能力や障害の状態に適した指導」が42.9%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談等の相談体制の充実」(34.3%)、「個人指導の充実」(25.7%)と続いています。

図表 77 保育や教育について望むこと（全体）



図表 78 保育や教育について望むこと（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
就学相談や進路相談等の相談体制の充実	3.9	82.4	19.2	4.6	2.3	1.0	4.2	4.5	3.1	4.1	2.8
障害への理解や能力や障害の状態に適した指導	4.7	82.4	24.7	5.2	3.4	1.5	5.1	4.5	8.2	3.6	3.7
施設、設備、教材の充実	2.6	52.9	6.8	2.6	1.1	1.5	3.1	3.0	3.1	1.4	1.9
個別指導の充実	3.0	47.1	15.1	3.9	2.3	0.9	3.4	1.5	1.0	2.3	4.6
通常の学級への受け入れの推進	1.4	35.3	6.8	0.7	0.6	0.5	2.1	0.0	1.0	1.4	0.0
まわりの子どもたちの理解を深める交流機会の充実	2.6	64.7	9.6	2.6	1.7	0.9	2.5	4.5	3.1	2.7	2.8
医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)	1.6	5.9	5.5	0.7	1.1	1.4	1.3	3.0	1.0	1.8	2.8
その他	0.7	11.8	4.1	0.0	0.6	0.4	0.9	1.5	1.0	0.5	0.0
特にない	7.4	0.0	0.0	7.2	7.9	7.7	6.8	4.5	5.2	12.7	6.5
無回答	85.3	11.8	69.9	84.3	88.1	88.1	85.3	88.1	85.6	81.4	85.2

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
就学相談や進路相談等の相談体制の充実	1.9	13.8	8.8	6.5	34.3	5.9	7.0	4.3
障害への理解や能力や障害の状態に適した指導	2.7	17.5	8.8	8.7	42.9	5.9	9.3	0.0
施設、設備、教材の充実	1.6	8.1	3.8	1.1	20.0	0.0	2.3	4.3
個別指導の充実	1.6	8.1	7.5	6.5	25.7	5.9	7.0	0.0
通常の学級への受け入れの推進	0.9	3.8	3.1	1.1	8.6	0.0	0.0	0.0
まわりの子どもたちの理解を深める交流機会の充実	1.5	9.4	4.4	1.1	20.0	0.0	2.3	0.0
医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)	1.4	3.1	2.5	2.2	2.9	5.9	2.3	4.3
その他	0.3	0.6	2.5	1.1	11.4	0.0	0.0	4.3
特にない	8.1	3.1	6.3	8.7	2.9	0.0	16.3	4.3
無回答	87.1	75.6	81.3	81.5	51.4	88.2	74.4	82.6

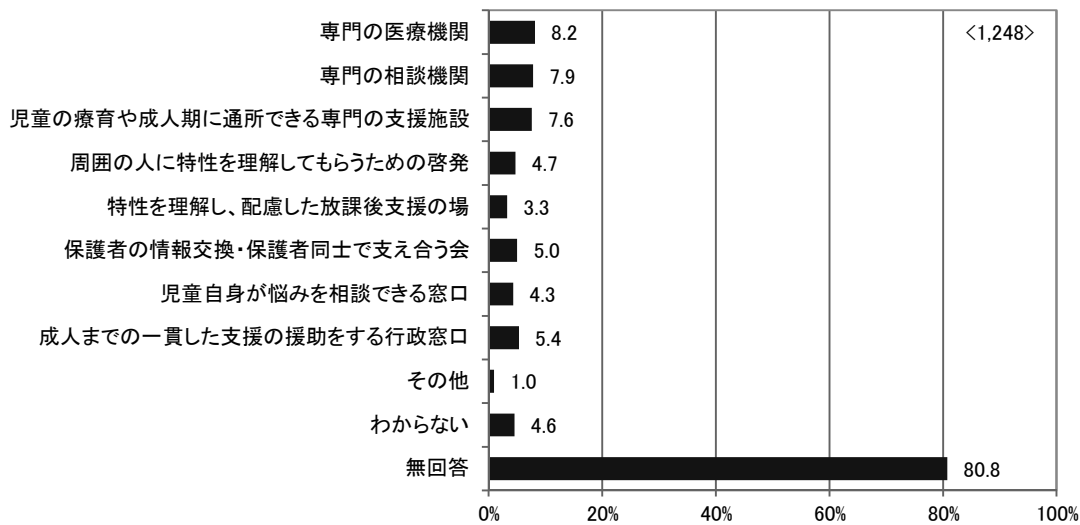
(11) 発達障害の特性がある児童に必要と思う支援について

問 30 発達障害の特性がある児童が増えてきていますが、どのような支援があればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

※現在、幼稚園や保育所、障害児通所施設、学校等に通っている人

発達障害では「専門の医療機関」が37.1%と最も高く、僅差で「専門の相談機関」(34.3%)、「児童の療育や成人期に通所できる専門の支援施設」(34.3%)、「周囲の人に特性を理解してもらうための啓発」(34.3%)と続いています。

図表 79 発達障害の特性がある児童に必要と思う支援について (全体)



図表 80 発達障害の特性がある児童に必要と思う支援について (年齢別、居住地域別、等級別・診断別)

	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
専門の医療機関	8.2	52.9	19.2	10.5	8.5	5.5	8.2	6.0	6.2	9.0	8.3
専門の相談機関	7.9	70.6	27.4	9.8	6.8	4.7	7.9	4.5	10.3	8.6	8.3
児童の療育や成人期に通所できる専門の支援施設	7.6	58.8	26.0	10.5	5.6	4.7	7.4	4.5	9.3	9.0	7.4
周囲の人に特性を理解してもらうための啓発	4.7	64.7	15.1	4.6	3.4	2.6	4.5	4.5	6.2	5.9	4.6
特性を理解し、配慮した放課後支援の場	3.3	52.9	8.2	4.6	2.8	1.6	3.6	6.0	2.1	3.2	2.8
保護者の情報交換・保護者同士で支え合う会	5.0	52.9	13.7	8.5	4.5	2.5	4.9	6.0	2.1	6.3	5.6
児童自身が悩みを相談できる窓口	4.3	64.7	9.6	4.6	3.4	2.5	4.6	1.5	6.2	5.0	3.7
成人までの一貫した支援の援助をする行政窓口	5.4	70.6	13.7	7.2	4.5	3.0	5.2	4.5	6.2	6.3	4.6
その他	1.0	17.6	0.0	1.3	0.6	0.8	0.7	1.5	0.0	1.8	0.9
わからない	4.6	0.0	0.0	0.7	5.6	5.0	4.5	3.0	3.1	6.8	4.6
無回答	80.8	5.9	63.0	83.7	83.1	83.6	81.1	85.1	79.4	76.9	82.4

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
専門の医療機関	6.6	13.8	13.1	15.2	37.1	5.9	18.6	0.0
専門の相談機関	5.9	18.1	13.1	14.1	34.3	11.8	23.3	4.3
児童の療育や成人期に通所できる専門の支援施設	5.9	16.9	13.8	14.1	34.3	5.9	14.0	0.0
周囲の人に特性を理解してもらうための啓発	3.2	9.4	9.4	7.6	34.3	5.9	11.6	4.3
特性を理解し、配慮した放課後支援の場	2.2	9.4	6.3	7.6	25.7	0.0	9.3	4.3
保護者の情報交換・保護者同士で支え合う会	3.7	13.1	8.8	9.8	28.6	0.0	16.3	0.0
児童自身が悩みを相談できる窓口	2.8	10.0	8.1	9.8	25.7	5.9	4.7	4.3
成人までの一貫した支援の援助をする行政窓口	3.9	14.4	8.8	7.6	31.4	0.0	18.6	0.0
その他	0.9	0.6	1.9	0.0	5.7	0.0	2.3	0.0
わからない	5.1	1.9	1.9	4.3	5.7	0.0	11.6	4.3
無回答	82.3	71.9	79.4	77.2	42.9	88.2	58.1	82.6

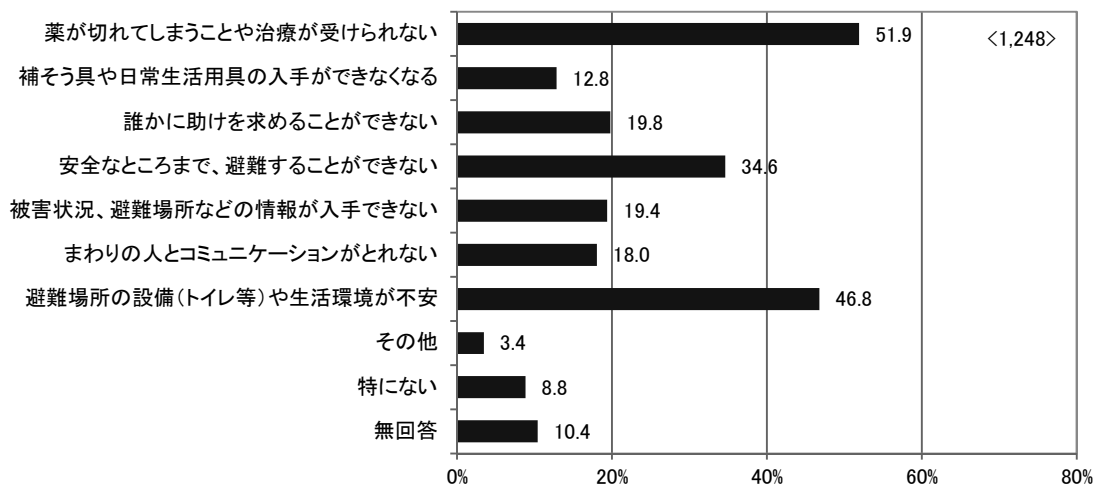
(12) 災害が起きた時に困ること

問 35 地震等の災害が起きた時、困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

「薬が切れてしまうことや治療が受けられない」が51.9%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（46.8%）、「安全なところまで、避難することができない」（34.6%）と続いています。

手帳別・診断別では、発達障害の「まわりの人とコミュニケーションがとれない」、難病の「安全なところまで、避難することができない」は60%前後となっています。

図表 81 災害が起きた時に困ること（全体）



図表 82 災害が起きた時に困ること（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0~11歳	12~29歳	30~49歳	50~64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
薬が切れてしまうことや治療が受けられない	51.9	29.4	35.6	55.6	57.6	51.8	53.3	53.7	46.4	49.8	50.0
補そう具や日常生活用具の入手ができなくなる	12.8	17.6	15.1	10.5	11.3	13.5	12.6	10.4	14.4	13.6	8.3
誰かに助けを求めることができない	19.8	82.4	43.8	28.8	19.2	14.8	20.5	23.9	16.5	20.8	12.0
安全なところまで、避難することができない	34.6	94.1	42.5	27.5	27.1	36.2	36.6	40.3	34.0	33.5	21.3
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	19.4	70.6	39.7	21.6	16.9	17.2	20.7	16.4	14.4	21.3	14.8
まわりの人とコミュニケーションがとれない	18.0	64.7	54.8	23.5	16.9	12.4	16.8	20.9	20.6	19.5	14.8
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	46.8	64.7	60.3	44.4	50.8	45.1	47.5	53.7	46.4	46.2	36.1
その他	3.4	17.6	8.2	5.2	0.6	3.2	3.9	4.5	2.1	2.7	3.7
特にない	8.8	0.0	2.7	9.8	7.3	9.7	8.5	11.9	5.2	10.0	12.0
無回答	10.4	0.0	2.7	3.9	7.9	12.7	9.2	6.0	13.4	9.5	14.8

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
薬が切れてしまうことや治療が受けられない	51.4	40.0	68.8	78.3	37.1	64.7	72.1	47.8
補そう具や日常生活用具の入手ができなくなる	14.9	13.1	6.9	10.9	8.6	29.4	18.6	13.0
誰かに助けを求めることができない	16.7	43.1	28.1	22.8	68.6	17.6	18.6	21.7
安全なところまで、避難することができない	36.6	46.9	20.6	23.9	51.4	52.9	55.8	43.5
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	17.3	40.6	20.6	22.8	37.1	5.9	30.2	21.7
まわりの人とコミュニケーションがとれない	12.8	44.4	33.1	27.2	62.9	17.6	18.6	21.7
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	47.1	51.9	42.5	52.2	48.6	47.1	51.2	43.5
その他	3.2	4.4	5.6	4.3	17.1	11.8	7.0	0.0
特にない	9.7	5.6	4.4	6.5	2.9	0.0	4.7	4.3
無回答	11.0	7.5	7.5	5.4	8.6	11.8	7.0	13.0

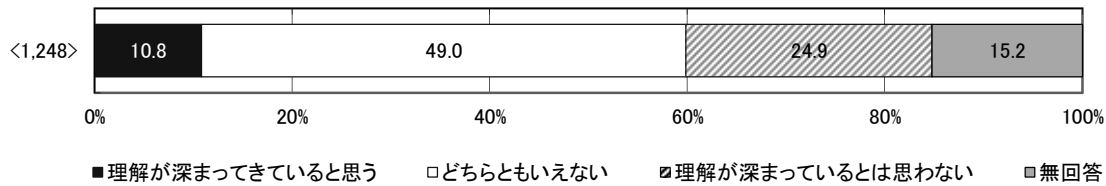
(13) 地域で暮らしたり、就労等の社会参加における地域の理解

問 36 あなたは、障害のある人が地域で暮らしたり、就職等の社会参加について、一般の理解が深まってきていると思いますか。(○は1つ)

「どちらともいえない」が49.0%、「理解が深まっているとは思わない」は24.9%、「理解が深まってきていると思う」が10.8%となっています。

手帳別・診断別では、精神障害者保健福祉手帳、発達障害の「理解が深まっているとは思わない」は40%を超えています。

図表 83 地域で暮らしたり、就労等の社会参加における地域の理解（全体）



図表 84 地域で暮らしたり、就労等の社会参加における地域の理解（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
理解が深まってきていると思う	10.8	11.8	6.8	12.4	12.4	10.6	10.0	23.9	3.1	12.2	7.4
どちらともいえない	49.0	41.2	45.2	45.8	50.3	50.7	50.9	29.9	58.8	48.0	50.0
理解が深まっているとは思わない	24.9	47.1	41.1	35.9	30.5	19.4	25.4	32.8	23.7	25.8	21.3
無回答	15.2	0.0	6.8	5.9	6.8	19.3	13.7	13.4	14.4	14.0	21.3

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知疾患
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
理解が深まってきていると思う	11.1	14.4	7.5	8.7	11.4	0.0	7.0	13.0
どちらともいえない	49.9	46.3	41.9	48.9	37.1	23.5	53.5	43.5
理解が深まっているとは思わない	22.7	30.0	40.0	34.8	42.9	52.9	27.9	17.4
無回答	16.3	9.4	10.6	7.6	8.6	23.5	11.6	26.1

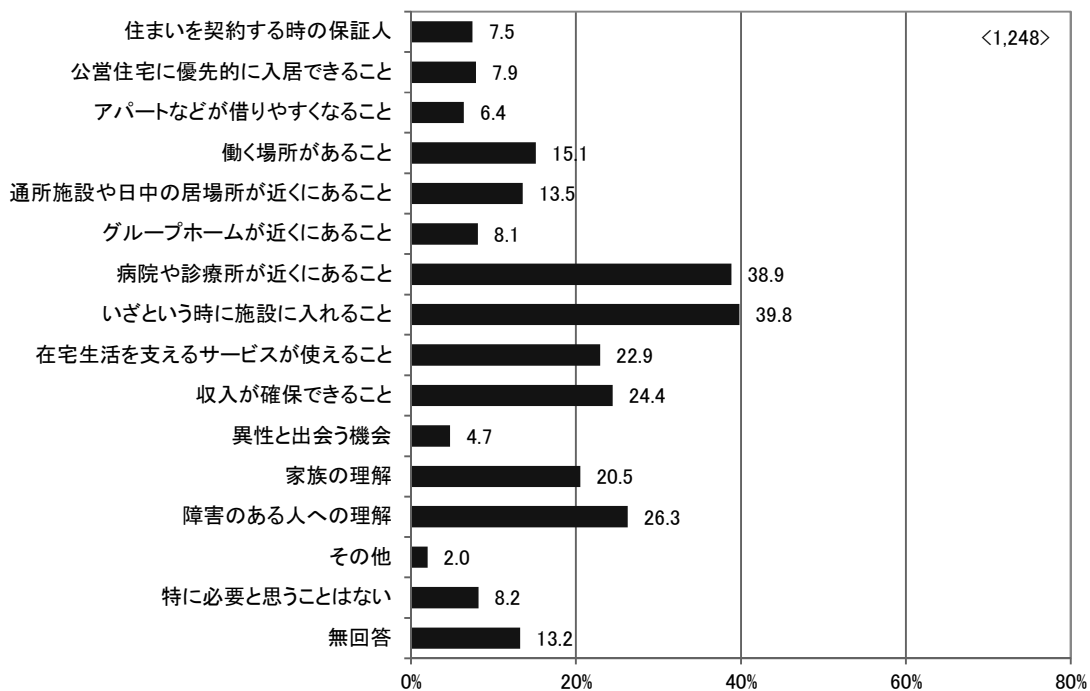
(14) 望む暮らしを実現するために必要と思うこと

問 41 あなたが望む暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

「いざという時に施設に入れること」が39.8%と最も高く、次いで「病院や診療所が近くにあること」(38.9%)、「障害のある人への理解」(26.3%)、「収入が確保できること」(24.4%)、「在宅生活を支えるサービスが使えること」(22.9%)、「家族の理解」(20.5%)と続いています。

手帳別・診断別では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給、発達障害は「収入が確保できること」、「障害のある人への理解」等が高くなっています。発達障害では「働く場所があること」は60.0%となっています。

図表 85 望む暮らしを実現するために必要と思うこと（全体）



〔資料〕

図表 86 望む暮らしを実現するために必要と思うこと（年齢別、居住地域別、等級別・診断別）

	全体	年齢別					居住地域別				
		0～11歳	12～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	旧尾道市	旧御調町	旧向島町	旧因島市	旧瀬戸田町
<回答者数>	1,248	17	73	153	177	793	672	67	97	221	108
住まいを契約する時の保証人	7.5	17.6	19.2	15.0	13.6	3.4	8.8	9.0	3.1	5.0	3.7
公営住宅に優先的に入居できること	7.9	17.6	15.1	16.3	10.7	4.5	9.2	6.0	3.1	8.6	4.6
アパートなどが借りやすくなること	6.4	17.6	21.9	15.7	8.5	2.5	7.0	7.5	4.1	5.4	3.7
働く場所があること	15.1	76.5	57.5	45.1	16.9	3.7	16.4	16.4	15.5	14.0	10.2
通所施設や日中の居場所が近くにあること	13.5	47.1	39.7	20.9	12.4	9.5	13.5	17.9	12.4	13.6	12.0
グループホームが近くにあること	8.1	35.3	20.5	9.8	7.9	6.4	8.6	10.4	3.1	7.7	4.6
病院や診療所が近くにあること	38.9	41.2	39.7	48.4	39.0	37.5	38.7	38.8	28.9	42.1	42.6
いざという時に施設に入れること	39.8	58.8	27.4	28.1	36.7	44.0	43.8	41.8	33.0	38.9	27.8
在宅生活を支えるサービスが使えること	22.9	35.3	31.5	17.0	16.9	25.0	26.3	20.9	22.7	20.4	14.8
収入が確保できること	24.4	64.7	57.5	52.9	32.2	13.2	26.6	22.4	29.9	19.5	21.3
異性と出会う機会	4.7	11.8	11.0	17.0	5.6	1.4	4.9	4.5	5.2	4.5	3.7
家族の理解	20.5	35.3	19.2	27.5	17.5	20.3	20.5	22.4	19.6	21.3	24.1
障害のある人への理解	26.3	64.7	50.7	50.3	33.9	16.8	27.1	32.8	21.6	27.1	18.5
その他	2.0	0.0	0.0	3.3	4.0	1.4	2.4	1.5	1.0	2.3	0.0
特に必要と思うことはない	8.2	0.0	1.4	7.2	8.5	9.3	8.3	11.9	6.2	8.1	6.5
無回答	13.2	0.0	2.7	4.6	9.0	16.3	11.2	10.4	13.4	16.3	15.7

	手帳別・診断別							
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給	発達障害	高次脳機能障害	難病	認知症患者
<回答者数>	939	160	160	92	35	17	43	23
住まいを契約する時の保証人	4.5	11.9	22.5	26.1	22.9	0.0	16.3	8.7
公営住宅に優先的に入居できること	6.2	11.9	16.9	18.5	17.1	0.0	9.3	4.3
アパートなどが借りやすくなること	4.4	10.6	16.3	19.6	20.0	5.9	9.3	13.0
働く場所があること	8.4	33.8	36.9	40.2	60.0	5.9	11.6	0.0
通所施設や日中の居場所が近くにあること	11.4	35.0	16.9	17.4	42.9	23.5	25.6	4.3
グループホームが近くにあること	6.5	22.5	6.9	6.5	17.1	5.9	11.6	8.7
病院や診療所が近くにあること	38.7	42.5	43.1	51.1	37.1	41.2	48.8	17.4
いざという時に施設に入れること	42.5	40.0	25.0	20.7	34.3	52.9	60.5	34.8
在宅生活を支えるサービスが使えること	23.6	26.9	15.0	18.5	22.9	29.4	32.6	21.7
収入が確保できること	18.2	38.8	46.3	54.3	57.1	23.5	30.2	8.7
異性と出会う機会	2.2	9.4	15.6	21.7	17.1	5.9	9.3	0.0
家族の理解	19.6	14.4	31.3	30.4	22.9	23.5	25.6	4.3
障害のある人への理解	20.4	44.4	49.4	47.8	57.1	41.2	32.6	8.7
その他	1.5	3.1	3.1	4.3	0.0	5.9	4.7	8.7
特に必要と思うことはない	8.9	3.8	7.5	5.4	2.9	0.0	7.0	4.3
無回答	14.5	7.5	7.5	3.3	5.7	17.6	4.7	26.1

尾道市第4次障害者保健福祉計画
尾道市第5期障害福祉計画
尾道市第1期障害児福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：広島県尾道市

編 集：広島県 尾道市 福祉保健部 社会福祉課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目 15-1

TEL：(0848) 38-9124 FAX：(0848) 37-7260

